

令和 6 年 12 月 12 日～令和 7 年 1 月 12 日
パブリックコメント

第 4 次佐久市子ども読書活動推進計画 (素案)

佐久市教育委員会

目次

第1章 第4次計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の期間.....	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画の対象.....	4
5 計画の推進と評価.....	4
第2章 現状と課題.....	5
1 第3次計画期間における取組と評価	5
2 第3次計画策定後の情勢の変化	13
第3章 第4次計画の基本的な考え方	18
1 基本理念	18
2 基本方針	18
第4章 子どもの読書活動の推進のための施策	20
1 家庭における子どもの読書活動の推進	20
2 幼稚園・保育所・認定こども園等における子どもの読書活動の推進.....	21
3 小中学校における読書活動の推進	22
4 市立図書館等における子ども読書活動の推進	23
資料編	29
第3次佐久市子ども読書活動推進計画 アンケート結果.....	30
1 家庭における子どもの読書状況について アンケート集計結果	30
2 教育機関における取組について アンケート集計結果	42
第3次計画における数値目標と結果.....	48

第1章 第4次計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、読書活動を通して子どものすこやかな成長を図ることを目的として「佐久市子ども読書活動推進計画」（第1次計画：平成22（2010）年、第2次計画：平成27（2015）年、第3次計画：令和2（2020）年）を策定し、子どもが読書習慣を身につけ、読書体験を深めていくよう様々な取組を実施してきました。

今回、第3次計画が令和7（2025）年3月で終了すること、また、目まぐるしく変化する時代の流れに即した内容とするため、第3次計画期間での成果と課題を踏まえ、今後5年間の方向性を示すものとして第4次佐久市子ども読書活動推進計画を策定します。

2 計画の期間

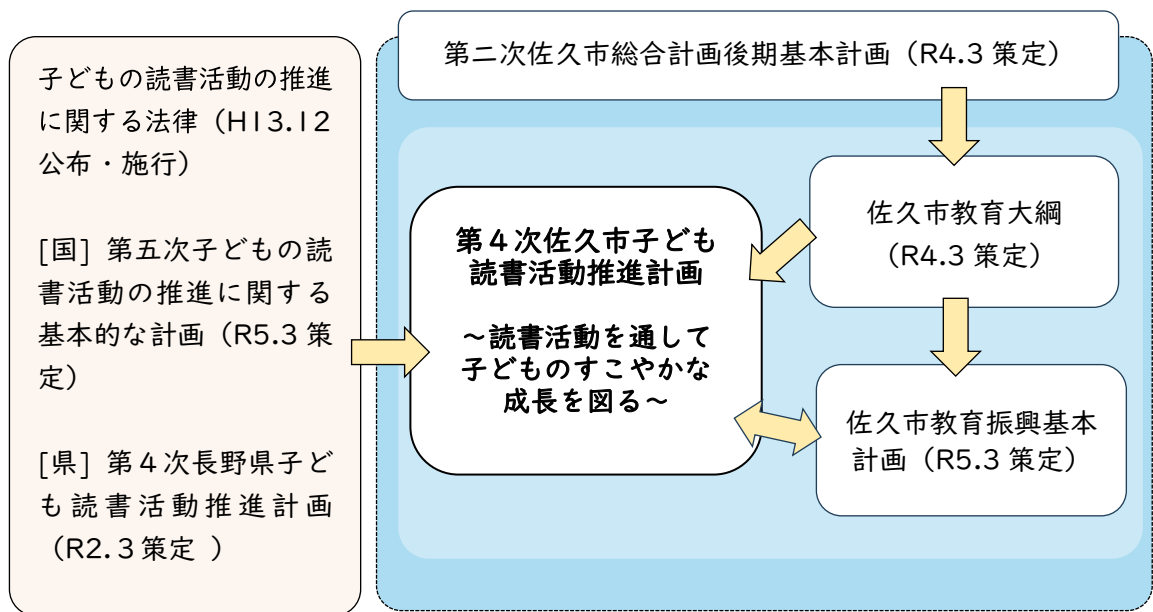
本計画の期間は、令和7（2025）年4月から令和12（2030）年3月までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や生涯学習施策の動向などに対応する必要性が生じた場合、期間中に計画を見直すこととします。

3 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や県の「第4次長野県子ども読書活動推進計画」を踏まえ、佐久市における施策の方向性や具体的な取組を示すものです。

計画の策定にあたっては、「第二次佐久市総合計画」を最上位計画として、「佐久市教育大綱」の理念に基づき、「佐久市教育振興基本計画」など関係する各種計画との整合を図ります。



4 計画の対象

本計画の対象年齢は、0歳から概ね18歳までとします。

5 計画の推進と評価

本計画の推進にあたっては、「家庭」、「幼稚園・保育所・認定こども園等」、「学校」、「市立図書館・関係機関」などが、それぞれの役割に応じた取組を実施し、相互連携によって各取組の効果を高めます。

また、本計画は市ホームページに掲載し、市民と各関係機関への周知を図ります。

なお、本計画の評価にあたっては、関係機関や有識者による委員で構成する「佐久市子ども読書活動推進懇話会」において、計画の実施状況を確認し、検証を行います。

第2章 現状と課題

I 第3次計画期間における取組と評価

第3次計画では、発達段階ごとに目標を設定し、それぞれの目標を達成するための取組を定めました。

発達段階の区分は、「乳幼児期」「小学生期」「中学生期」「高校生期」としました。取り組む推進主体は、家庭、教育機関（幼稚園・保育所・認定こども園等、及び小学校・中学校・高等学校）、公共図書館等（市立図書館等）の機関です。

取組期間における状況の把握及び評価は、家庭と各教育機関を対象にしたアンケート（資料編参照）と、昨年度までの統計等に基づいて行いました。

(I) 乳幼児期における読書活動の推進

目 標 本を通して人と触れ合い心と言葉を育む	
主な取組	① 家庭における取組 ○ 家庭での読み聞かせの習慣化を図る。 ○ 子どもが4か月及び3歳になったとき、ブックスタート、セカンドブックの絵本を受け取る。 ○ 市立図書館などを積極的に利用する。 ② 幼稚園・保育所・認定こども園等における取組 ○ 日課の中に職員やボランティアによる読み聞かせの時間を設けたり、保護者に対して身近に本のある環境づくりを勧めたりする。 ○ 絵本の貸出を行うとともに、市立図書館などを利用し貸出用絵本の充実を図る。 ③ 市立図書館・関係機関等における取組 ○ ブックスタート事業、セカンドブック事業を推進する。 ○ 読書通帳の利用拡大を図る。 ○ 図書館職員やボランティアによる「おはなし会」などを実施する。 ○ 乳幼児期に合わせた選書や絵本の読み方などについて読み聞かせ講習会を実施する。 ○ 家庭での読書環境整備を啓発する。

	○ 広報紙等による広報や、SNS などを利用した情報発信を工夫する。
評 価	○ 家庭 アンケート結果では、乳幼児期の子どもに週 2 日以上を読み聞かせをおこなっている家庭は、約 8 割あります。また、読み聞かせの意義もよく理解されています。 ○ 幼稚園・保育所・認定こども園等 子どもや保護者に対して、本のある環境づくりに努めています。 ○ 市立図書館 ブックスタート、セカンドブック事業、読書通帳、おはなし会などを実施しています。それぞれ受領者数、交付数、参加者は増加していますが、読書通帳の交付数とおはなし会の参加人数はいずれも目標数には至りませんでした。(P48、数値目標と結果参照) 市立図書館でのおはなし会の開催を知らない人が約 2 割いることから、周知が十分ではないと考えられます。おはなし会の開催方法や周知の方法を見直す必要があります。 ○ まとめ（現状と課題） 子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるため、家庭での読書活動は大きな意義があります。特に乳幼児期における家庭での読み聞かせは、子どもの成長にとって重要な役割を果たします。アンケート結果では、乳幼児期の読み聞かせは、多くの家庭で理解されています。しかし、多様な家庭状況があることから、すべてを家庭に任せるのは困難です。そのため、図書館、就学前教育・保育施設、学校、関係部署等の関係機関は、これらのことに配慮し、状況に応じて必要な支援を行い、社会全体で家庭の読書を支えていく必要があります。 本市の就学前教育・保育施設では、絵本や物語に親しむ活動を積極的に行い、保護者に対しても、読み聞かせ等の意義を伝えています。今後も引き続き、子どもが絵本に親しむ環境を整え、家庭に対して読書を勧めるなどの取組をしていく必要があります。 就学前教育・保育施設や学校に通っていない子どもたちへの読書支援・読書推進は、市立図書館が中心となり、他機関と連携して進めていく必要があります。

(2) 小学生期における読書活動の推進

目 標 本に親しみ知らない世界に出合うとともに、図書館資料活用の技能を学ぶ	
主な取組	① 家庭における取組 ○ 家庭で日常的に「家読¹」に親しむ。 ○ 出前講座「まちづくり講座」を活用して、読み聞かせの意義や技術を学ぶ。 ○ 「コスモスプラン」の実践を図る。 ② 学校における取組 ○ 保護者やボランティアによる読み聞かせ、ブックトークの実施などで読書活動を充実させる。 ○ 司書教諭、学校司書、市立図書館司書同士の交流や研修をして、専門職としての資質能力の向上を図る。 ○ 全校一斉読書を実施する。 ○ 調査研究の基礎となる情報収集・活用方法を指導する。 ○ 調べ学習資料を充実させる。 ○ 「学校図書館指導計画」を作成する。 ③市立図書館・関係機関等における取組 ○ 絵本や児童書の整備・充実を図る。 ○ 季節やテーマ、時事に合わせたコーナー展示の工夫を図る。 ○ 「一日司書」を受け入れて、図書館の利用指導や本への興味関心を高める機会とする。 ○ 校外活動や一日司書などの機会に、読み聞かせや語りを行う。 ○ 読み聞かせ講座を実施して、読み手を育成する。 ○ 児童館に配本して読書環境の整備を図る。 ○ 家庭の中で本を話題にできるような環境づくりを進める。 ○ 広報紙等による広報や、SNS などを利用した情報発信を工夫する。
評 価	○ 家庭 アンケート結果では、家庭で読書（読み聞かせを含む）している小学生は、6 割以上でした（ほぼ毎日～週 2 日）。一方、読書しない家庭（「ほぼ」、または「全く」）が約 1 割あります。読書が少ない理由は、「スマートフォンやテレビ、ゲーム等で時間がない」「本

¹ 家読： 家庭において、家族で同じ本を読む、感想を互いに言う、意見交換するといった、本を媒介とした家族のコミュニケーションを深める活動。

	に関心がない」がそれぞれ 3 割以上、「親が忙しく読書環境が作れない」が約 2 割です。 ○ 学校図書館 アンケート結果では、約 9 割が「よく利用する」と答えています。利用しない人の理由で一番多かったのは、「時間がない」です。回答者の 4 割以上がこの回答でした。 ○ 市立図書館 アンケート結果では、「よく利用する」割合が、年々増えています（令和 5 年度は約 6 割）。一方、「ほとんど利用しない」と答えた人が 2 割以上ありました。利用しない理由として挙げられているのは、「時間がない」約 4 割、「読みたい本は購入する」2～3 割、「家から遠い」約 2 割です。 図書館体験（一日司書）の受け入れや児童館への団体貸出などを行い、児童が本に出合う機会を多く設けました。 学校司書と市立図書館職員の交流と研修を行い、専門職としての資質能力の向上を図りました。 ○ まとめ（現状と課題） 小学生は、中高生に比べると読書する割合が高いので、この状態を維持しながら、今後一層、学校図書館や市立図書館が働きかけをしていく必要があります。 読書をしない子どもに対しては、本の魅力を伝えるための取組が必要です。
--	---

（３）中学生期における読書活動の推進

目 標 様々な図書館資料を自ら求め、図書館資料活用の技能を獲得する	
主な取組	① 家庭における取組 ○ 日常的な「家読」を進める。 ② 学校における取組 ○ ティーンズ向け資料の充実を図る。 ○ 情報の取り扱い方の指導や情報活用能力の育成を図る。 ○ 司書教諭、学校司書、市立図書館司書同士の交流や研修をして、専門職としての資質能力の向上を図る。 ○ 全校一斉読書を実施する。 ○ 「学校図書館指導計画」を作成する。 ③ 市立図書館・関係機関等における取組

	○ 中学生世代の良書、嗜好や流行に応じた選書をする。 ○ 職場体験を受け入れて、図書館利用教育の一環とする。また、子ども同士で本を薦め合うビブリオトーク²を実施する。 ○ 家庭での読書環境整備を啓発する。 ○ 市立図書館司書、司書教諭、学校司書同士の交流や研修をして、専門職としての資質能力の向上を図る。 ○ 広報紙等による広報や、SNS などを利用した情報発信を工夫する。
評 価	○ 家庭 アンケート結果では、読書している（「毎日」「週2～4回」）中学生は、5割弱です。「わからない」が3割近くあるのは、回答者が保護者のため、判断がつかなかったためと考えられます。 ○ 学校 アンケート結果では、中学生は、いずれの年も約6～7割の人が学校図書館を利用しています。利用しない理由で一番多いのは、「時間がない」です。令和5（2023）年の調査では約4割で、前年より9ポイント多くなっています。 ○ 市立図書館 アンケート結果では、公共図書館を「よく利用する・時々利用する」回答が年によって異なっています。令和3（2021）年7割弱、令和4（2022）年4割弱、令和5（2023）年5割弱です。令和4年が4割に満たなかったのは、コロナ禍のためと考えられます。しかし、コロナ禍以降の利用の回復ができていません。図書館を利用しない理由のなかで一番多いのは、「時間がない」です。これは、3年間ほとんど変わりません。 ○ まとめ（現状と課題） 中学生は、小学生ほど学校図書館や公共図書館を利用していません。利用しない理由として、「時間がない」が一番多く、ほかに、「読みたい本がない」「読みたい本は購入する」があります。学校図書館や市立図書館は、読まない子どもたちを意識した取組が必要です。 特に学校図書館は、子どもの読書推進に一番条件が整っている環境です。子どもたちが一日の大半を過ごす学校のなかにあり、同世代の友達同士で、読んだ本の情報交換をしたり、刺激があっ

² ビブリオトーク： いろいろな方法を使って（複数人で取組んだり、クイズ形式にするなど）、口頭で本を紹介する活動。ゲームとして本を紹介する「ビブリオバトル」とは異なる。

	たりできます。学校図書館は、この条件を活かして、校内で読む 雰囲気醸成されるよう、取り組む必要があります。
--	--

(4) 高校生期における読書活動の推進

目 標 様々な情報を活用し、社会とかかわる力を身に付ける	
主な取組	① 家庭における取組 ○ 家族や友人などと本を薦め合い、より深い読書を進める。 ② 学校における取組 ○ 図書館資料を充実させ、探究学習などの利用に応えられるような資料の充実を図る。 ○ 生涯にわたる学習を見据え、探究学習や情報モラル向上のための、計画的な図書館の利用指導を進める。 ○ 生徒及び教職員の情報収集の支援を行う。 ○ 豊かな読書経験が得られるよう、幅広い分野の資料をバランスよく選書する。 ③ 市立図書館・関係機関等における取組 ○ 市立図書館司書、司書教諭、学校司書同士の交流や研修の機会を設ける。 ○ 課題解決のための参考資料の充実するとともに、学校図書館と連携して必要な資料の相互貸借を行う。 ○ リクエスト、インターネット予約、レファレンス等の各種サービスの資料促進を図る。 ○ 職員の資質向上のため研修を企画する。 ○ 障がい者サービスにおける多様なニーズに応えるため、各種ボランティアとの連携を強化する。 ○ ビブリオバトル等イベントを充実する。 ○ 図書館教育と職業選択に寄与するため、職場体験を受け入れる。 ○ 家庭での読書環境整備を啓発する。 ○ 広報紙等による広報や、SNS などを利用した情報発信を工夫する。
評 価	○ 家庭 高校生のアンケートは、家庭ではなく生徒自身が回答していることから、年ごとに回答率が高くなっています。令和5（2023）年の回答で、読書をしている（「ほぼ毎日」「週2～4回」）と回答し

	た高校生は、5割近くいます。一方、読書をしない（「ほぼしない・全くしない」という回答も4割近くあります。 ○ 学校 アンケート結果では、学校図書館を利用する高校生は約2割で大変少なくなっています。残りの8割は、「ほとんど利用しない」「全く利用しない」です。 利用しない理由は、「時間がない」4～5割、「読みたい本がない」2～3割、「読みたい本は購入する」2～3割です。 ○ 市立図書館 アンケート結果では、市立図書館をよく利用する高校生は2割に満たず、「ほとんど利用しない」「全く利用しない」を合わせると7～8割です。限られた高校生しか図書館を利用していません。利用しない理由として、回答の多い順から「家から遠い」「時間がない」「読みたい本は購入する」となっています。 アンケートで高校生に電子書籍「デジとしよ信州³」の利用の有無を尋ねたところ、利用者は数名で、ほとんど知られていませんでした。（「知らない」という回答が約9割）。 ○ まとめ（現状と課題） 市外から通学している高校生は市立図書館の利用が難しいことから、学校図書館を通しての読書の働きかけが有効です。市立図書館は学校図書館と連携し、デジとしよ信州の活用も含め読書推進の働きかけをしていくことが望まれます。
--	--

（５）特別な支援を必要とする子どもへのサービス

主な取組	○ 録音図書（DAISY 図書⁴）や点字図書、LL ブック⁵などの資料充実を図る。 ○ 外国籍の子どもに母国語の絵本など図書館資料の充実を図る。 ○ 配架の工夫と図書館利用時の支援をする。 ○ ボランティア団体の発掘と育成に努める。
------	--

³ デジとしよ信州： 長野県内の市町村と県とが協働で取り組んでいる電子図書館。R4(2022)年8月開始。蔵書数 27,927 冊（R6.2 現在）。長野県民であれば誰でも利用できる。

⁴ DAISY 図書： 視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な人のため、国際的な規格でつくられたデジタル図書。パソコンなどで読むことができる。

⁵ LL ブック： 文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人が読めるように工夫して作られた、やさしく読みやすい本。

評 価	○ 録音図書（DAISY 図書）や点字図書、LL ブックはありますが、資料面、サービス面で十分とはいえません。今後、子ども向けの録音図書（DAISY 図書）、点字図書、点字絵本、LL ブック、布絵本などの資料の更なる充実を図り、活用を推進する必要があります。 ○ 就学前教育・保育施設、学校、関係機関において、活字による読書や日本語による読書が困難な子どもの読書環境を整備するため、市立図書館資料の積極的な活用を推進する必要があります。 ○ 市立図書館においては、様々な障がいに対応した支援ができるよう、関係機関との連携を深めるとともに、既存のボランティア団体との連携、新たなボランティア団体の発掘と育成に努める必要があります。 ○ まとめ（現状と課題） 市立図書館は、今までも視覚障害者に対してサービスを行ってきましたが、特別な支援を必要とする子どもへのサービスは、不十分でした。今後、学校図書館とも連絡をとり、情報交換をしながら、特別な支援を必要とする子どもの読書支援や読書推進に、ともに取り組んでいく必要があります。特に、今まであまり知られていなかったディスレクシア⁶やその他の読書困難な子どもたちに対して、市立図書館や学校図書館は、読書環境の整備をすることが求められます。
------------	--

⁶ ディスレクシア： 知的障害ではなく、文字を読むことに困難がある障害のこと。識字障害と言われることもある。書くことが不自由な場合もあり、読み書き障害といわれることもある。

2 第3次計画策定後の情勢の変化

(1) 第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定

国は、令和5(2023)年3月、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までを対象とした第五次「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

この計画は、平成13(2001)年に制定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」第8条⁷にもとづくもので、平成14(2002)年以降、およそ5年間ずつを対象にした計画が策定されています。

第五次の計画では、以下の4つの基本的な方針が示されています。(1)不読率の低減、(2)多様な子どもたちの読書機会の確保、(3)デジタル社会に対応した読書環境の整備、(4)子どもの視点に立った読書活動の推進、です。

このうち、(1)の不読率の低減は、法制定時からの課題ですが、(2)については、令和元(2019)年制定の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(いわゆる「読書バリアフリー法」)を反映した方針になっています。また、(3)については、令和元(2019)年に発表されたGIGAスクール構想⁸をはじめとして、コロナ禍でいっそうデジタル化が進んだ社会や学校の事情をふまえたものになっています。(4)は、令和4(2022)6月に成立し、令和5(2023)年4月に施行されたこども基本法をふまえています。

このようにみると、(1)の不読という普遍的ともいえる課題以外は、社会の動きをふまえたものになっており、佐久市で策定する計画においても、同様に取り組んでいく必要があります。

(2) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法) 制定

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下、「読書バリアフリー法」)は、令和元(2019)年6月に成立、施行されました。この法律は、視覚障害者やその他の障がいを持つ人々が、障がいの有無にかかわらず、等しく読書を楽しむことができる環境を整備するためのものです。

国は、平成25(2013)年、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し合

⁷ 「第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない」

⁸ GIGAスクール構想： 全国の小中学校に1人1台の端末と高速ネットワークを整備することを目指す構想。

理的配慮を提供することを義務づける「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」⁹（「障害者差別解消法」）を制定しています。また、全国の図書館では、図書館利用に障がいのある人に対して、従来から障がい者サービスを実施してきました。しかし、だれもが等しく読書の楽しさを味わい、だれもが情報にアクセスすることができる環境の実現は、不十分でした。読書バリアフリー法の施行によって、その条件が整えられたといえます。

法第5条は、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、第三条の基本理念のっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」としています。

市としても、関係部署と連絡をとりながら読書バリアフリーに取り組む必要があります。

（３）教育における情報化の進展

教育の情報化¹⁰は、平成12（2000）年ころから言われてきましたが、十分に実現しませんでした。しかし、令和元（2019）年に「学校教育の情報化の推進に関する法律」が制定され、その後、新型コロナウイルス感染症の流行があったことから、大きく進展することになりました。

文部科学省は、令和元（2019）年にGIGAスクール構想を発表しました。この構想は、令和2（2020）年度までに全ての小・中・高校・特別支援学校等に高速大容量の校内ネットワークを完備するとともに、令和5（2023）年度までに児童生徒1人1台コンピュータを実現する計画です。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、前倒しで実施されることになりました。また、コロナ禍では、オンラインによる授業も普及しました。

教育における情報化の進展は、学習指導要領においても見られます。令和2（2020）年度から令和4（2022）年度にかけて、小中高等学校の学習指導要領が順次実施されました。このなかで「情報活用能力」は、言語能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられており、学校のICT（情報通信技術）環境整備とICTを活用した学習活動の充実が明記されています。

一方、子どもたちに対しては、従来から、ICTを利用する際の「情報モラル」教育が行われてきました。しかし、「情報モラル」教育は、禁止事項や注意事項が多く、自

⁹ 令和6（2024）年4月1日、改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化された。

¹⁰ 教育の情報化： 情報通信技術（ICT）を活用して教育の質を向上させる取り組み

由に自分の判断で情報を活用するという観点からは制約の強いものでした¹¹。近年では、「デジタル・シティズンシップ」¹²の考え方が導入され、ICT を上手に使いながら、学習や自分の活動に活かす自律的な活用者になることが求められるようになっていきます。

実際、子どもたちは、日常のさまざまな場面でデジタルの環境に接しています。デジタル化の進展する社会にあって、必要な情報を必要に応じて、メディアを選び活用する能力が求められているといえます。メディアを選び活用する能力は、楽しみの読書においても同様に必要です。「デジタルだから」と遠ざけるのではなく、デジタルメディアやデジタル資料のよりよい扱い方を進めていく必要があります。

（４）教育振興基本計画

教育振興基本計画は、教育基本法に基づいて政府が策定する、教育に関する総合計画です。令和 5（2023）年 6 月、第 4 期基本計画が閣議決定されました。

第 4 期の基本コンセプトは、「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の 2 つです。これに基づいて、「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」など 5 つの基本的な方針が定められています。

読書に関しては、「教育政策の目標と基本施策」のなかで、「読書活動の充実」として「司書教諭の養成や学校司書の配置など学校図書館の整備充実」、「多様な子供の読書機会の確保」などが挙げられています。また、「学校における教材等の充実」として、「学校図書館図書整備等 5 か年計画」に基づいて、図書の整備、新聞の配備、学校司書の配置等のほか、公共図書館等の各機関や地域との連携等を通じた学校図書館の整備充実を図ることが明記されています。

（５）こども基本法の制定と佐久市こども計画

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進するための包括的な基本法として、令和 4（2022）年 6 月に成立し、令和 5（2023）年 4 月に施行されました。

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して

¹¹ 「情報モラル」教育そのものが否定されているわけではない。文部科学省は、情報活用能力のなかに「情報モラルも含む」としている。

¹² デジタル・シティズンシップ：「デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力のこと」総務省、https://www.soumu.go.jp/main_content/000874784.pdf（2024.9.24 確認）

います。

基本的理念は、(1)全てのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障されること、(2)差別的取扱いを受けることなく、適切に養育されること、(3)教育を受ける機会が等しく与えられること、(4)意見を表明し、社会的活動に参画する機会が確保されること、(5)家庭を基本とした養育が行われること、の5つです。

いずれの理念も子どもの読書活動にかかわりがありますが、今後あたらしく取り組むこととしては、子どもの意見の尊重、社会参画が挙げられます。

また、佐久市は、令和7(2025)年3月、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として、「佐久市こども計画」を策定します。この計画は、市の魅力・強みである健康づくりの特色を生かしつつ、こども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指した計画です。

本計画においても、こども基本法及び佐久市こども計画の内容を取り入れながら子どもの読書活動の推進に取り組んでいく必要があります。

(6) 佐久市教育振興基本計画

令和5(2023)年3月、佐久市教育委員会は、令和5年度から令和8年度までの4年間を対象として、本基本計画を策定しました。

この教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、佐久市の教育の振興のための基本的な計画です。この計画は、市の最上位計画である「佐久市総合計画」の体系に基づいており、「佐久市教育大綱」と同じ基本理念になっています。

本基本計画の基本目標は、人づくり、まちづくりの観点から、(1)未来を拓く学びの推進、(2)全ての子どもの状況に応じた学びの保障、(3)家庭や地域の教育力の向上に向けた支援、(4)生涯にわたりともに学ぶ力の育成、(5)豊かな「こころ」を育む学びの推進、(6)健やかな「からだ」を育む学びの推進、(7)多様な学びと協働の仕組みづくりの推進、(8)ふるさとと世界・文化の学びと理解の促進、(9)学びを支える学習環境の充実の9つです。

読書は、9つの基本目標のいずれにも関わりがあります。また、本基本計画は、実践プランとして、コスモスプラン「読む、書く、行う」を掲げており、読書は実践プランの大きな柱として位置づけられています。

(7) 計画と SDGs

SDGs は、2015 年国連で採択された持続可能な社会を実現するための目標です。佐久市では、令和 4（2022）年に策定した「第二次佐久市総合計画後期基本計画」において、SDGs が目指す方向性は総合計画で取り組む方向性と同じであり、総合計画の推進を図ることが SDGs の目標達成につながるとしています。

SDGs17 の目標のなかで計画と一番密接な関係があるは、目標 4 「質の高い教育をみんなに」です。この目標は、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」もので、読書にかかわることでは、すべての人が読み書きの能力を持ち、必要な図書や情報を得ることのできる環境の整備が求められます。

第3章 第4次計画の基本的な考え方

1 基本理念

読書活動を通して子どものすこやかな成長を図る

佐久市子ども読書活動推進計画の基本理念は、「読書活動を通して子どものすこやかな成長を図る」です。

「第二次佐久市総合計画」は、施策の大綱として、教育・文化分野においては、「生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり」と定めています。また、「佐久市教育大綱」の基本理念は、「生涯にわたり主体的・創造的に学び、生きる力を育む人づくり、まちづくり」です。さらに、同教育大綱では、目指す子ども像として、「自ら考え、夢と志をもって、ともに未来を拓く子ども」としています。

いずれの計画でも、市民だれもが生涯にわたって学ぶことが基本となっており、子どもたちに、主体的に学んで未来を切り拓いてほしいという願いを込めています。

生きる力を育むうえで、読書は大きな役割を果たします。読書は、新しい考え、文化、視点に触れ、世界に対する理解を深めます。読書を通じて、他人の生活や感情を体験し、共感と思いやりを育みます。語彙を増やし、言語化する力を養うことで、目の前の困難を乗り越える力を獲得します。批判的に考え、情報を分析することを促し、問題解決能力や意思決定能力を向上させます。

このような読書の意義を鑑み、子どもたちが自ら進んで読書することが、子どもたちの生きる力を育み、すこやかな成長につながると確信して、基本理念を設定しました。

2 基本方針

(1) 子どもの読書環境の整備・充実

子どもが魅力的な本や本についての情報と出会えるよう、幼稚園・保育所・認定子ども園等、学校図書館、市立図書館等において、魅力的な資料を用意したり、興味関心をそそる展示や掲示をしたりします。また、魅力的な本を選んだり、展示、掲示な

どをしたりする、子どもに本を手渡す「人」の役割も重要です。司書、司書教諭、学校司書、保育士などが、専門的な職務を遂行できるよう、研修や情報交換ができる体制をつくります。

(2) 家庭、幼稚園・保育所・認定こども園等、学校、図書館、行政の連携と相互協力

各機関同士、あるいはそれら全部の機関と合わせ、子どもの読書推進を社会全体で取り組むため、情報交換や相互協力を努めます。

情報交換や相互協力にあたっては、各機関の職員の働きが重要です。各職員は、それぞれの専門性を高めながら、子どもの読書にかかわる共通の理解を持ち、読書活動の推進にあたります。

(3) 子どもの読書活動に関する普及・広報活動の推進

保護者や地域の人々に子どもの読書の意義を伝え、理解を深め関心を高めてもらうため、積極的に情報発信をします。また、読書推進にあたる各機関同士も積極的に情報を発信して、相互理解を高めます。

第4章 子どもの読書活動の推進のための施策

第4次計画では、各推進主体（家庭、就学前教育・保育施設、小中学校、市立図書館等）が、乳幼児期、小学生期、中学生期、高校生期（ティーンズ世代）に働きかける取組について定めます。

Ⅰ 家庭における子どもの読書活動の推進

項 目		内 容
乳幼児における読書活動の推進	乳幼児期における読み聞かせの意義、習慣化【継続】	・ 日常の親子の触れ合いの中で本を読む楽しさを親子で分かち合い、家庭での読書の習慣化を図ります。 ・ 市立図書館などで行われる「おはなし会」へ参加し、親子で本の楽しさを体験します。
	ブックスタート、セカンドブックの絵本の受領【継続】	・ 子どもが4か月及び3歳になったときに、市立図書館で絵本を受け取ります。（読み聞かせの意義を伝える、図書館利用の導入となる）
	市立図書館などの積極的な利用【継続】	・ 市立図書館、幼稚園・保育所・認定こども園などの関係機関を活用し、子どもの読書に関する情報を収集し、子どもが多くの本と出会う機会をつくります。 ・ 読み聞かせ講習会などに参加し、子どもの成長に合わせた本の選び方などを学びます。
小学生期における読書活動の推進	家庭で日常的に読書に親しむ。【継続】	・ 子どもの成長に応じた読み聞かせや、読んだ本の感想を家族で話し合うなど、本を通じて家庭内でコミュニケーションをとり、日常的なかで子どもが自然に読書に結びつくようなひとときを持ちます。
	子どもの読書にかかわる情報収集、講座の受講。読み聞かせボランティア等への参加【継続】	・ 出前講座「まちづくり講座」（小学校で行う「まちづくり講座」）に参加します。読み聞かせの意義を学び、読みの技術向上を図ります。

		・ お家の人が読み聞かせボランティア等に参加します。(PTA 父親母親文庫の活動) ・ 幼稚園・保育所・認定こども園等、小中学校、図書館、子育て支援課などから発信される情報に注意を払い、イベントに参加したり、新しい図書館の理解をえたりして、活動に活かします。
共通 (0 歳から 18 歳まで)	大人の読書の勧め【拡大】	・ 大人の読書が子どもの読書を促します。子どもの身近にいる大人が読書することで、子どもが読書を親しいものとしてとらえ、読書の意義を体得する機会になります。 ・ 「家読」をしたり、知人たちと本の感想や意見を交換したりして、読書の楽しさ、興味深さを味わいます。

2 幼稚園・保育所・認定こども園等における子どもの読書活動の推進

項 目	内 容
おはなし会活動の充実 【継続】	・ 日課の中に、職員やボランティアによる読み聞かせの時間を設けます。
絵本の貸出【継続】	・ 絵本の貸出を行うとともに、市立図書館などを利用し貸出用絵本の充実を図ります。
保護者に向けた啓発活動の充実【継続】	・ 保護者に対し、家庭において身近に本のある環境づくりを勧めます。
幼稚園教諭・保育士の研修への積極的な参加【継続】	・ 読み聞かせ講習会などへ参加し、読み聞かせの技術向上を図ります。

3 小中学校における読書活動の推進

項 目	内 容
学校図書館の環境整備 【継続】	・ 児童生徒の興味・関心に沿った資料、教科の参考になる資料、調べ学習に対応できる資料の充実を図ります。 ・ 使いやすい、わかりやすい図書館にするよう、配架や案内を工夫します。 ・ 児童生徒が手に取りたくなるような魅力的な図書館資料の展示やイベントなどの工夫を図ります。
読書活動の充実【継続】	・ 読書の働きかけをします。 ・ ブックトーク¹³などにより、児童生徒の読書に対する興味を高めます。 ・ 読書活動の時間の確保と計画的な読書活動(朝読書¹⁴など)を推進します。
情報活用能力の育成【拡大】	・ 図書、雑誌、インターネット情報など資料の特性を知ったうえで、その特性に応じた活用ができる力を育成します。 ・ 調べ学習支援の一環として、図書館資料やインターネット情報の活用能力の指導に努めます。 ・ 電子書籍「デジとしよ信州」を活用するよう努めます。
図書館職員としての資質能力の向上【継続】	・ 図書館職員は、日ごろから学校図書館サービスや学校図書館資料等にかかわる情報を入手するよう心がけ、運営やサービスに活かすようにします。 ・ 市立図書館司書、司書教諭、学校司書同士の交流、研修会などを実施します。

¹³ ブックトーク： テーマに沿って複数の本を紹介し、その本の面白さを伝える取組。

¹⁴ 朝読書： 授業前の10分ほどの時間を利用して、一斉に自分の好きな本を読むという読書推進活動。朝の読書の4原則は「みんなでやる、毎日やる、好きな本でよい、ただ読むだけ」。

「学校図書館指導計画」の作成【継続】	・ 図書館資料活用のための指導計画を作成します。
多様なニーズ ¹⁵ のある児童生徒へのサービス【継続】	・ ニーズを把握して必要な資料を収集し、サービスをはじめます。 ・ 多様なニーズのある児童生徒へサービスするため、必要な情報を積極的に入手するようにします。 ・ 市立図書館と連携して、情報交換、資料の相互貸借等を行います。
ボランティアとの連携協力【継続】	・ 保護者や地域のボランティアによる読み聞かせを行います。
関係機関との連携・協力【継続】	・ 市内の学校図書館、市立図書館、県立長野図書館と連携して、相互貸借やレファレンス¹⁶の相談等を行います。 ・ レフェラルサービス¹⁷の際には、類縁機関と連絡をとります。

4 市立図書館等における子ども読書活動の推進

項 目		内 容
読書環境の整備・充実	資料の整備・充実【継続】	・ 子どもたちが興味をもつ本や、出会ってほしい本を念頭に、多様な資料を選んで収集します。 ・ 調べ学習に役立つ資料の充実を図ります。
	親しみやすい、魅力的な環境づくり【拡大】	・ 季節やテーマ、時事などに合わせ、コーナー展示の工夫を図ります。

¹⁵ 多様なニーズ： 読書することが困難な子どもが必要としている支援。主として視覚障害や知的障害のある子ども、日本語を母語としていない子ども、読み書きが困難な子どもなどが対象となるが、それぞれの子どもが必要としているニーズは一人ひとり異なるので、ニーズにそったサービスを提供することが求められる。

¹⁶ レファレンス： 利用者からの調べ物に関する質問や問い合わせに答えること。

¹⁷ レフェラルサービス： 利用者からの質問に対して、博物館、資料館等の類縁の施設や専門家から情報を得て回答する業務。利用者に類縁の施設を紹介することも含まれる。

読書情報・図書館情報の発信	子どもの読書にかかわる 情報提供・情報発信 【拡大】	・ ホームページや館内のリーフレット等を通して子どもの本や子どもの読書にかかわる情報を発信します。
	家庭での読書の啓発 【継続】	・ 日常の中で本を話題にするなど、自然に子どもが読書に取り組めるような環境づくりを提案します。 ・ 家族と同じ本を読む、互いに本を薦める、感想や意見を交わすといった「家読」を紹介して、読書を通じたコミュニケーションを進めます。
読書推進の事業・行事の実施	おはなし会の開催【継続】	・ 定期的におはなし会を開催します。
	読書通帳の利用拡大 【継続】	・ 表彰式の内容や広報を工夫し、子どもの読書通帳利用者の増加を図ります。
	ビブリオトークの実施 【継続】	・ 職場体験などの機会を捉えて、子ども同士で本を薦め合う機会を創出するため、ビブリオトークを実施します。
	子ども読書の日（4月23日）、こどもの読書週間（4月23日～5月12日）の取組【新規】	・ 子どもの読書活動の関心や理解を高め、子どもが積極的に読書するきっかけになるように働きかけます。
多様なニーズのある子どもの読書環境の整備・充実	多様なニーズのある子どもの資料の収集と環境整備【拡大】	・ 録音図書（DAISY 図書）や点字図書、LLブックなどの資料充実を図ります。 ・ 外国籍の子どもに母国語の絵本など図書館資料の充実を図ります。 ・ 配架の工夫と図書館利用時の支援をします。 ・ りんごの棚 ¹⁸ を設けて、特別な支援が必要な子どもの資料を配架し、サービスを紹介・提供します。
	ボランティアの発掘と育成【継続】	・ 音読者養成講座を開講して音読ボランティアを養成します。

¹⁸ りんごの棚： 特別なニーズのある子どもを対象とした利用しやすい形式の資料や道具等を置いた図書館のコーナー。関連する情報も提供する。発祥は、スウェーデンの公共図書館。国内でも徐々に広がってきている。

	読書バリアフリーにかかわる職員研修【新規】	・ 職員全員が読書バリアフリーの理念を理解するための研修を行います。
乳幼児と保護者への充実	家庭での読書環境整備の啓発【継続】	・ 絵本や読み聞かせの意義や役立つ情報を伝えます。
	ブックスタート事業、セカンドブック事業の推進【継続】	・ 乳幼児健診などの様々な機会を捉え、通知や広報などを工夫し、絵本の受領率向上を図ります。
	「おはなし会」などの実施【継続】	・ 図書館職員やボランティアによる「おはなし会」などを実施します。
小中学生を対象とする事業の実施	レファレンス・読書相談の充実【新規】	・ 児童・生徒向けに、レファレンスや読書相談を行っていることの周知を図り、サービスの充実に努めます。
	一日図書館司書事業（小学生のみ）【継続】	・ 児童が図書館の仕事を体験することにより本に親しみ、図書館への理解を深めることを目的として実施します。
ティーンズに向けた読書活動の推進	ティーンズ（ヤングアダルト） ¹⁹ コーナーの設置・充実【新規】	・ ティーンズに向けたコーナーを設置して、この世代が関心をもつ資料を集め、情報を提供します。
	子どもの視点にたった読書活動の推進【新規】	・ サングリモ中込図書館では、利用するティーンズ同士や、図書館の情報交流ができる掲示板を設け、ティーンズが積極的に図書館に関わる機会をつくります。
	中学・高校の学校司書との情報交換・連携【継続】	・ 中学・高校の学校司書との情報交換や連携を通して、よりティーンズの実情に沿った資料収集やサービスの提供に努めます。

¹⁹ ティーンズ（ヤングアダルト）：10代の少年少女をさす言葉。この世代は大人でも子どもでもない独自の行動様式や関心があることから、この世代に向けて図書館資料を整え、図書館サービスを行う例がある。図書館でのサービスをヤングアダルトサービスともいう。

	探究学習の支援【新規】	・ レファレンスを充実するとともに、探究学習に役立つ資料を提供したり、探究する際に求められる情報リテラシーが養われるよう手助けをしたりします。 ・ 県立長野図書館の電子書籍、「デジとしょ信州」、図書館で契約しているデータベースを紹介します。
	職場体験、インターンシップの積極的な受入【継続】	・ 中学生の職場体験や高校生のインターンシップを積極的に受け入れて、図書館や図書館業務への理解を高めます。
子どもの本に係る大人を対象とした事業	読み聞かせ講習会の実施【継続】	・ 子どもの年齢に合わせた選書や絵本の読み方などについて講習会を開催します。
	子どもの読書に関わるボランティア団体等の情報提供・交流【拡大】	・ 子どもの読書にかかわる活動に関心がある人に、それに関するボランティア団体を紹介して、活動への参加を促します。また、ボランティア団体が情報交換をできる機会を設けます。
幼稚園・保育所等との連携の充実	本の貸出【継続】	・ 子どもたちが読む本や大型絵本を団体貸出します。
	図書館訪問の受入【拡大】	・ 図書館訪問や移動図書館車の見学を積極的に受け入れます。必要に応じて読み聞かせ等を行います。
学校への支援の充実	本の貸出・資料相談【継続】	・ 学校図書館が所蔵していない資料や授業で必要な図書、大型絵本を団体貸出します。また、資料の相談に応じます。
	授業、読書活動等での連携【拡大】	・ 情報交換をしながら、読書推進の活動を連携して取り組みます。
	デジとしょ信州の活用【新規】	・ 学校の授業や読書活動で活用できるよう、登録業務をはじめ、使い方の説明等を行います。
	PTA との連携【継続】	・ 佐久市 PTA 父親母親文庫と連携して、情報交換や図書館講座の開催をします。

児童生徒関連施設・機関等との連携の充実	読み聞かせの支援【継続】	・ 遠足などの校外活動や一日司書などの機会を捉え、読み聞かせや語りを行います。 ・ 読み聞かせ講座を実施し、読み手を育成します。
	児童館での読書【継続】	・ 市立図書館の本を定期的に配本して、読書環境の整備を支援します。
	庁内部署や市内の他の機関との連携【拡大】	・ 子育て支援課の「つどいの広場」などにおいて読み聞かせを実施します。 ・ 他部署イベントに関連する資料の展示を行います。
広報	情報収集と提供の工夫【継続】	・ 広報紙、放送メディア、ホームページなどによる広報のほか、報道機関などとの連携強化やSNSなどを利用した情報発信を行います。

【数値目標】

佐久市の子どもの読書活動を推進していくため、下記のとおり数値目標を設定します。

1 おはなし会の参加人数

乳幼児期に多くの本と接することが生涯の読書活動の形成につながることから、読書に親しむ乳幼児の増加を図るため、下記のとおり数値目標を設定します。

現状 令和 5（2023）年度	目標 令和 11（2029）年度
1,215 人	1,450 人

2 佐久市内在住の中学生以下の読書通帳交付件数

読書通帳を交付することが、自ら読書に興味を持つことや、読書への達成感の向上につながり、読書に親しむ子どもの増加が図られるため、下記のとおり数値目標を設定します。

現状 令和 5（2023）年度	目標 令和 11（2029）年度
965 件	1,080 件

3 佐久市内在住の0歳から18歳までの1人当たりの貸出冊数

図書館を利用して読書することは、読書習慣の形成につながるとともに、幅広い分野の多くの図書に接して、視野が広がる機会になることから、下記のとおり数値目標を設定します。

現状 令和 5（2023）年度	目標 令和 11（2029）年度
12.7 冊	15 冊

資料編

第3次佐久市子ども読書活動推進計画 アンケート結果

Ⅰ 家庭における子どもの読書状況について アンケート集計結果

(Ⅰ) 概要

ア 目的

「第3次佐久市児童生徒読書活動推進計画」で定めた取組が、推進主体の「家庭」においてどの程度達成されているのかを調査し、今後必要な働きかけについて検討するため。

イ 対象

市内の市立保育園、佐久幼稚園、小雀保育園、市立小中学校の保護者、市内の県立高等学校の生徒を対象として実施。

(枚/人)

		保育園等	小学校	中学校	高校	全体
R3	配布数	1,854	5,083	2,525	2,358	11,820
	回答者数	578	1,225	418	655	2,876
	回答率	31%	24%	17%	28%	24%
R4	配布数	1,614	5,107	2,429	1,663	10,813
	回答者数	425	954	276	688	2,343
	回答率	26%	19%	11%	41%	22%
R5	配布数	2,017	4,992	2,462	1,700	11,171
	回答者数	332	750	203	898	2,183
	回答率	16%	15%	8%	53%	20%

ウ アンケート実施期間

令和3（2021）年度調査 令和4年1月11日から令和4年1月23日まで

令和4（2022）年度調査 令和5年1月17日から令和5年1月27日まで

令和5（2023）年度調査 令和6年1月27日から令和6年2月12日まで

エ 調査方法

保育園・幼稚園、小中学校の保護者、高校生を対象にアンケートの依頼書を配布。

依頼書のQRコードを読み取り「ながの電子申請サービス」で回答。

オ その他

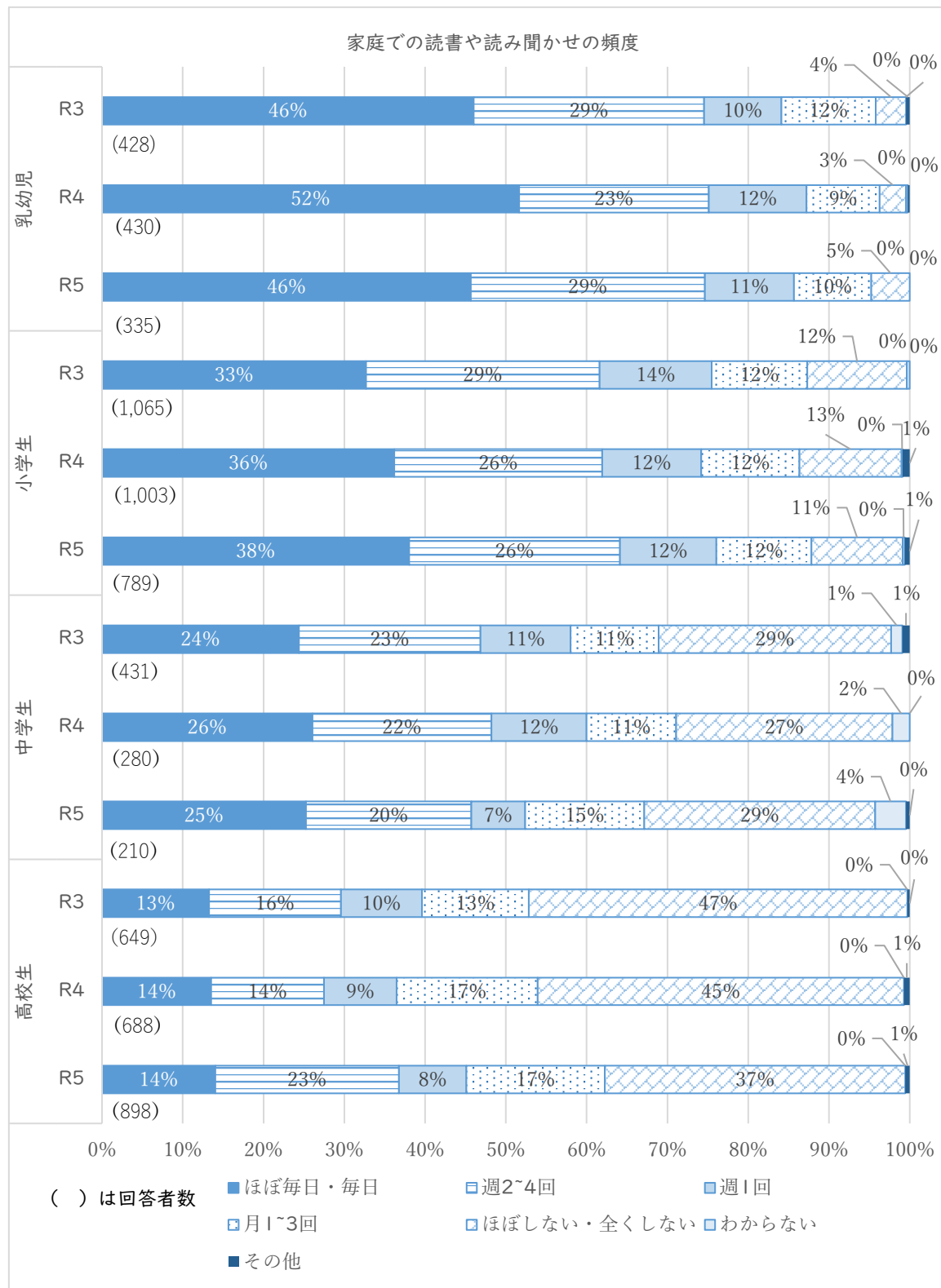
回答は、複数回答を含む。

回答の割合は、小数点第 1 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある。

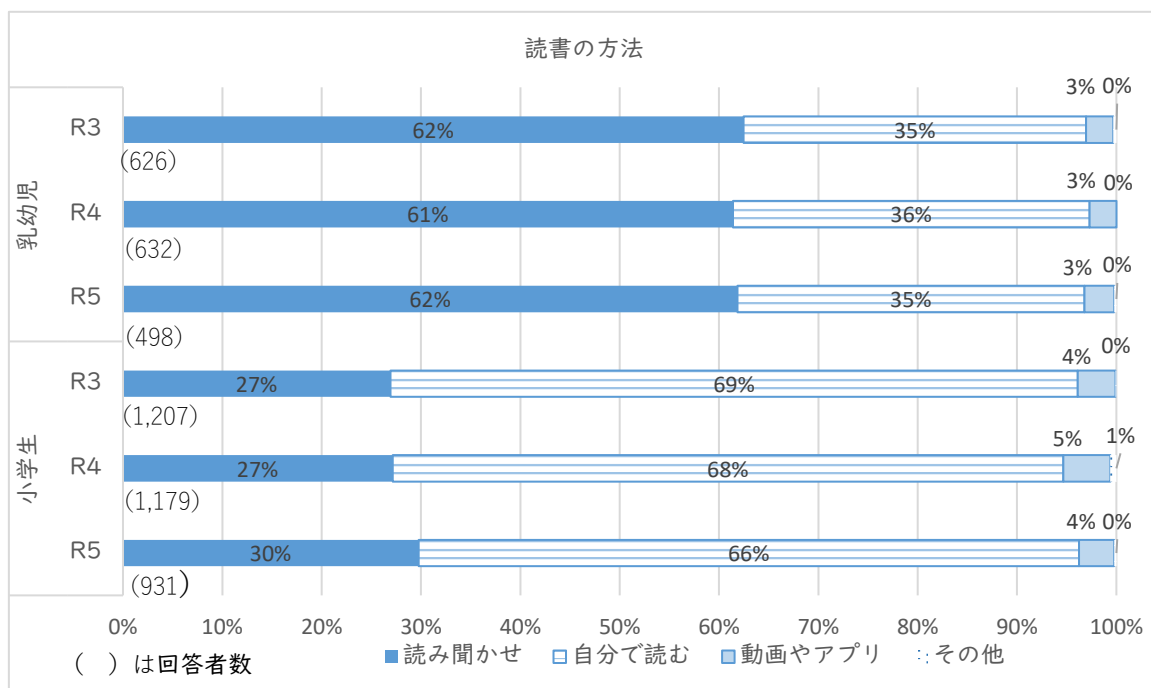
(2) アンケート集計結果

ア 家庭での読書、読み聞かせの頻度について

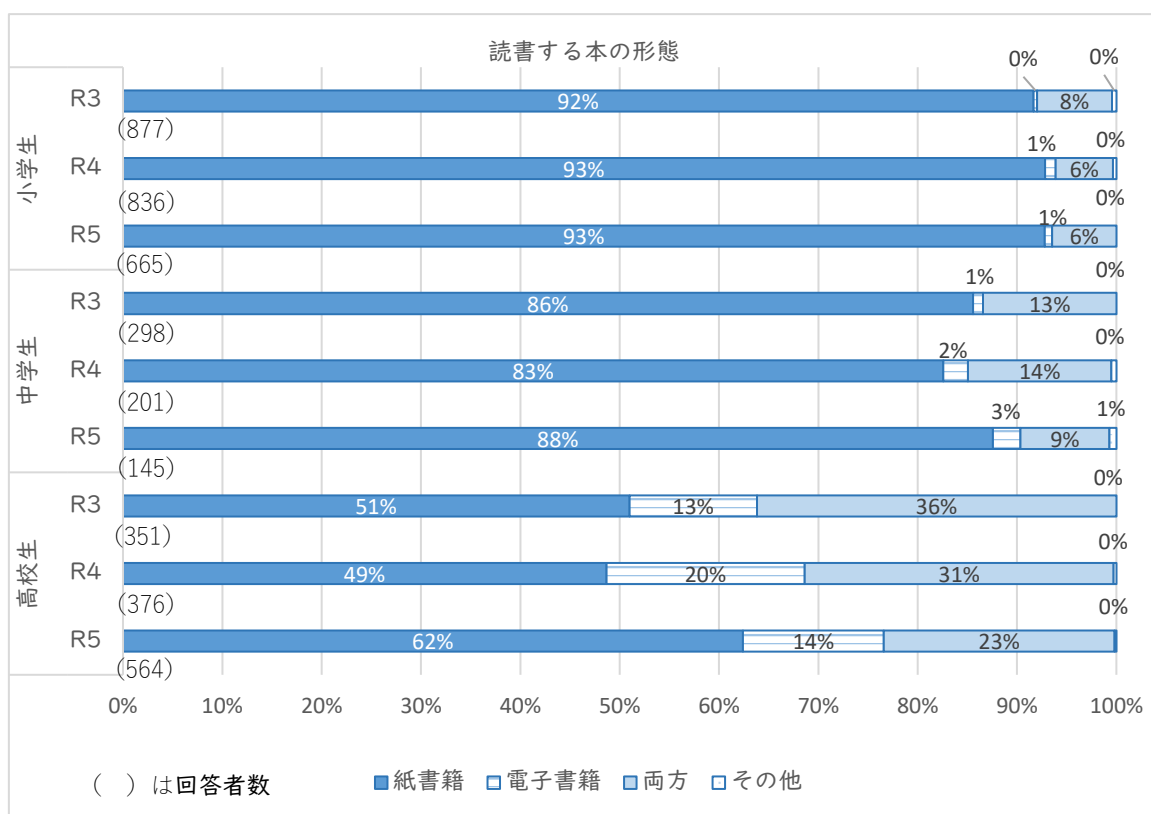
(ア)「家庭での読書や読み聞かせの頻度はどのくらいですか」



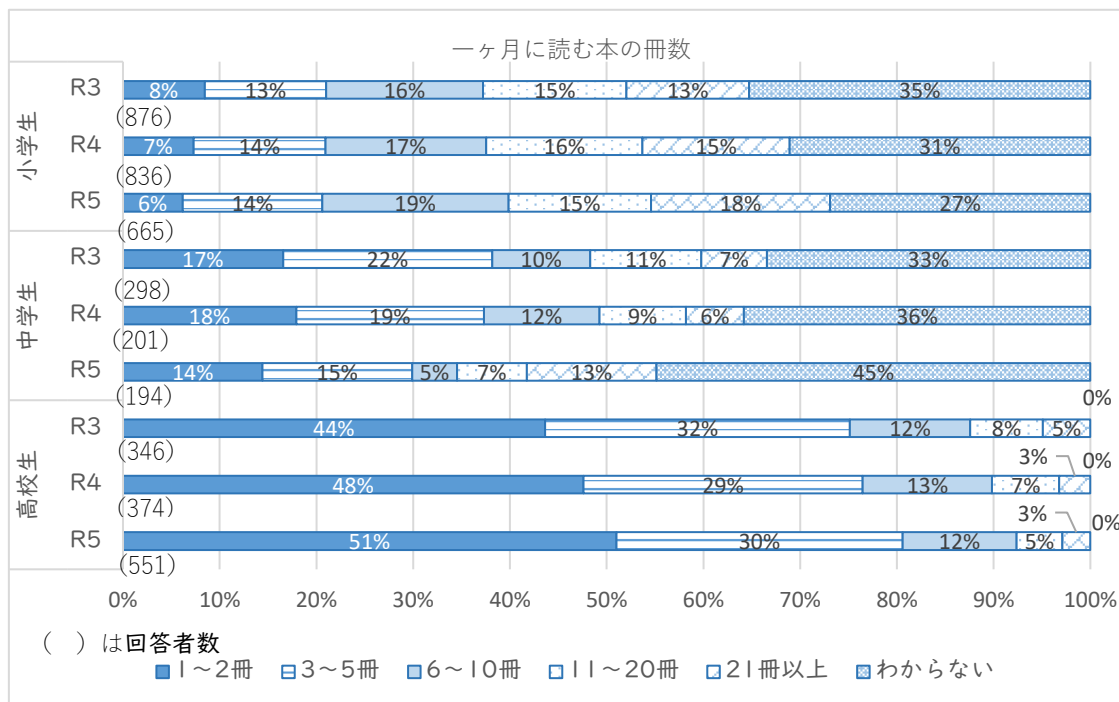
イ 読書、読み聞かせをしていると回答した人について
 (ア)「読書の方法についてお聞かせください」(複数回答)



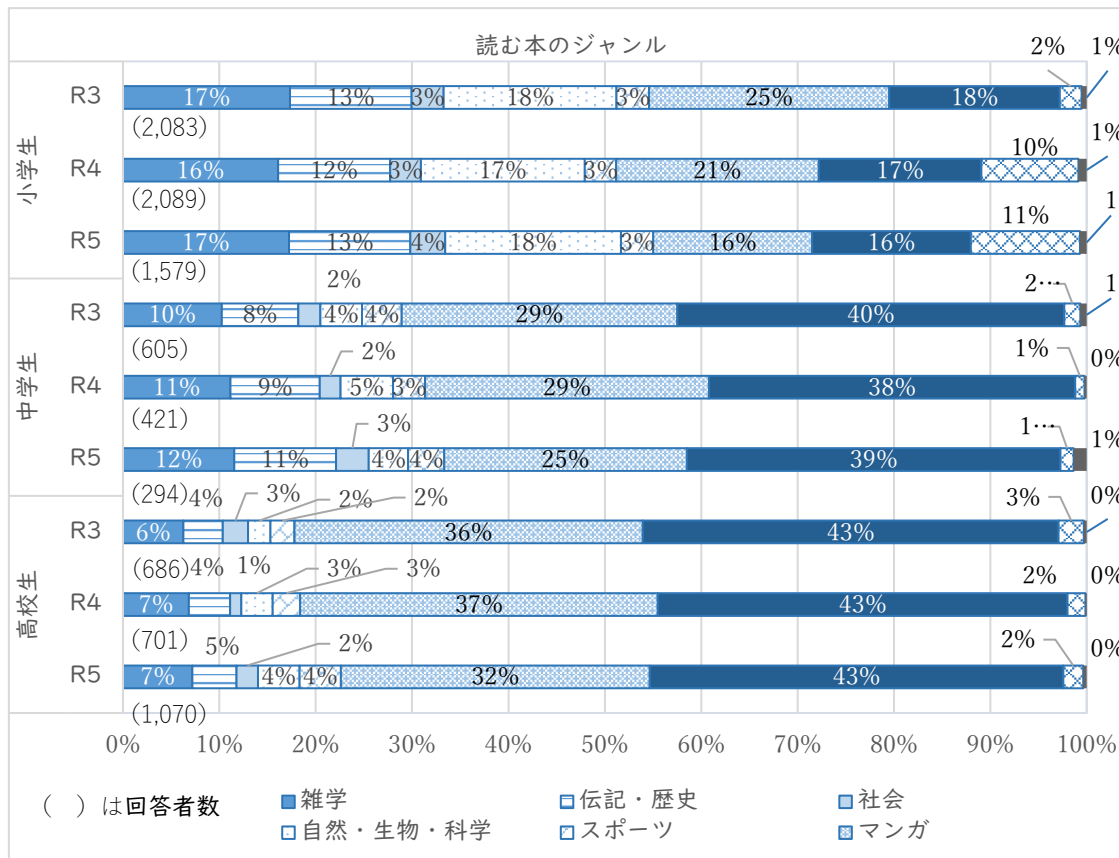
(イ)「読書する本の形態はなんですか」



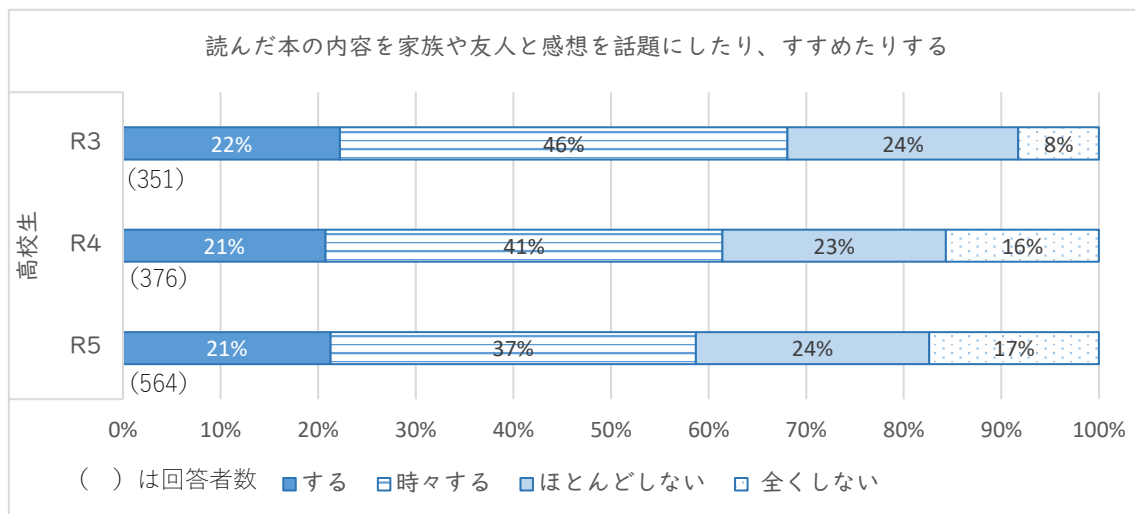
(ウ)「月に何冊くらい本を読みますか」



(エ)「どんなジャンルの本を読んでいますか」(複数回答)

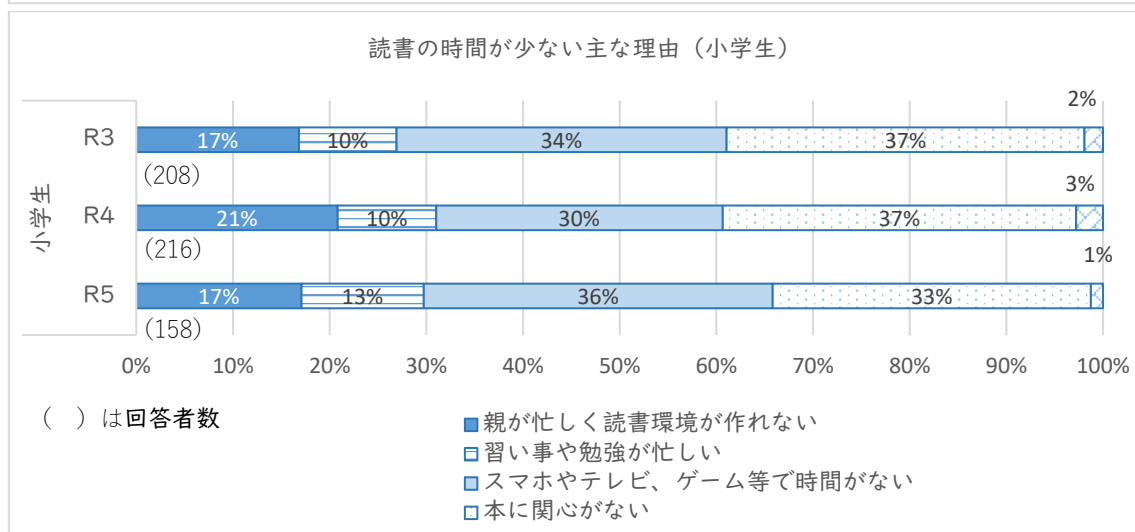
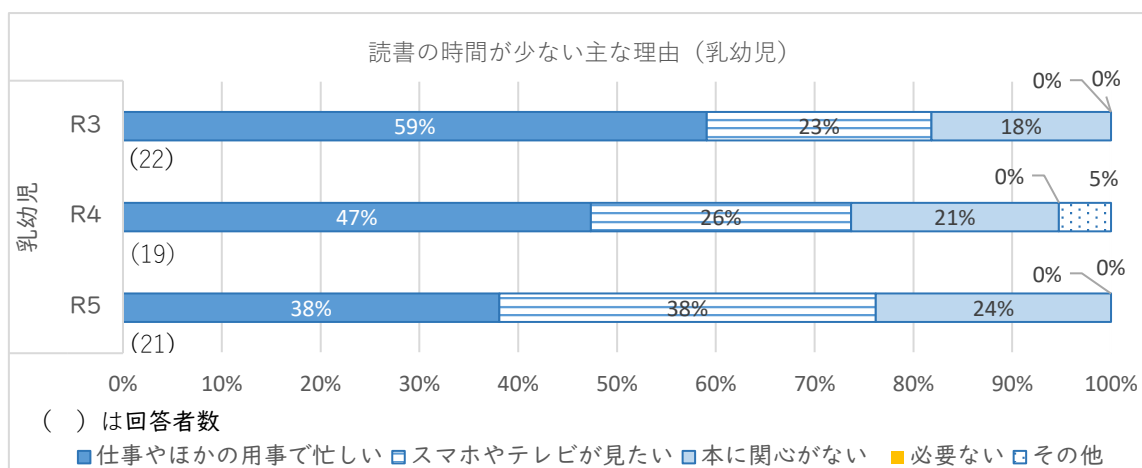


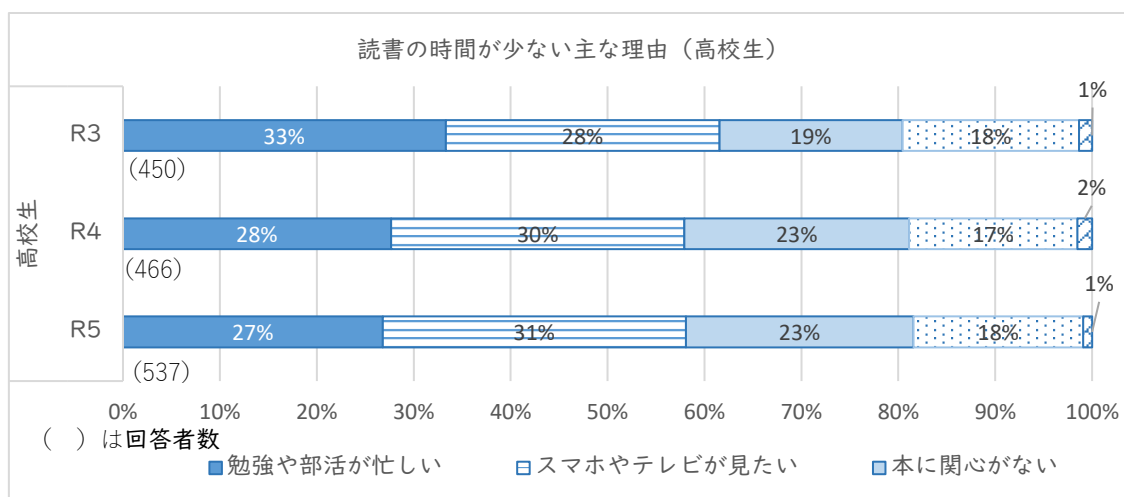
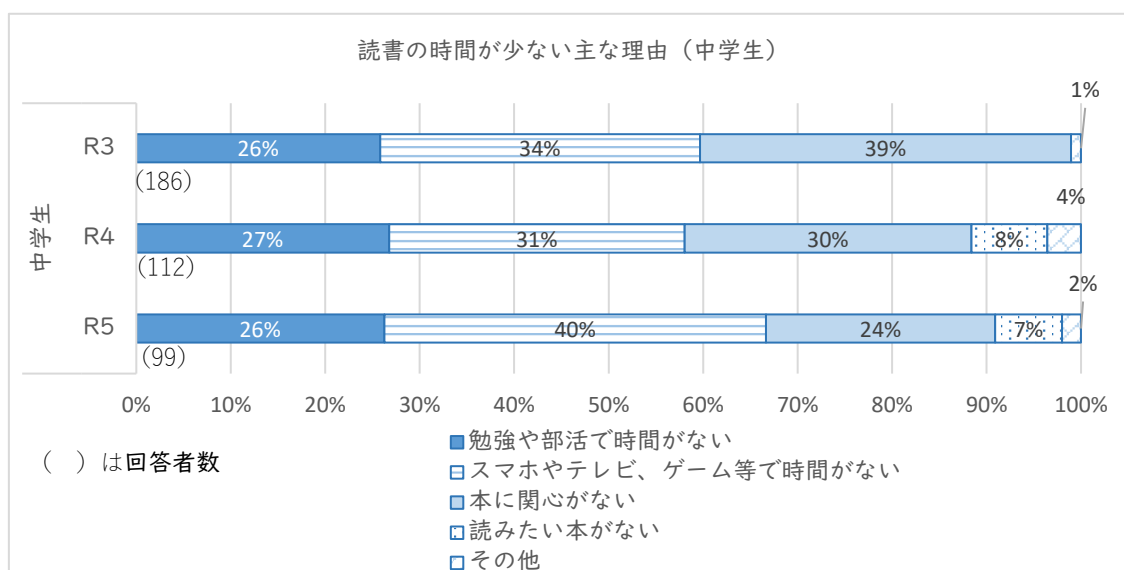
(オ)「読んだ本の内容を家族や友人と話題にしたり、すすめたりすることはありますか」



ウ 読書、読み聞かせをほぼしない・全くしないと回答した人について

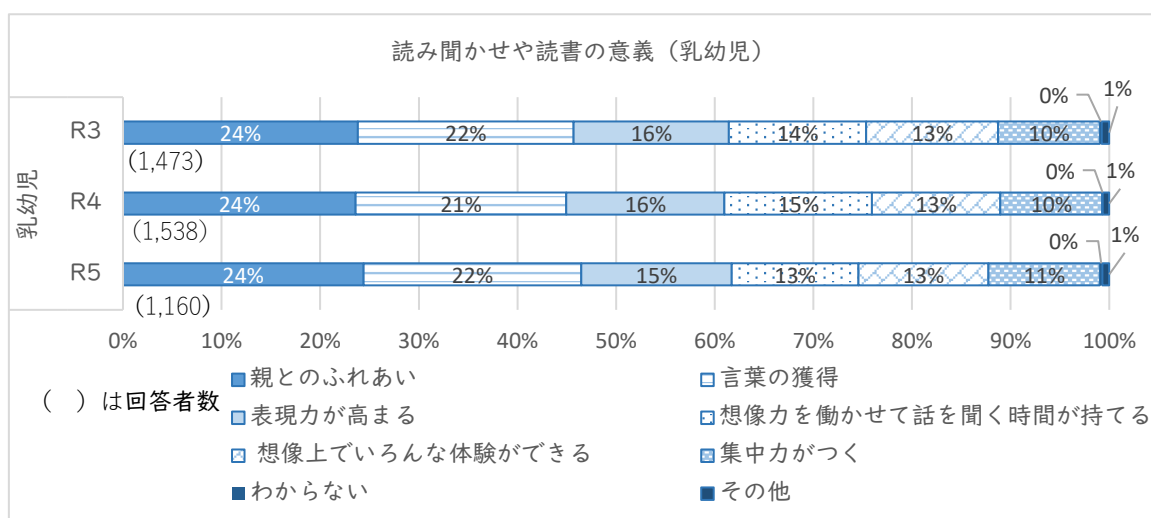
(ア)「読書の時間が少ない主な理由をお聞かせください」(複数回答)

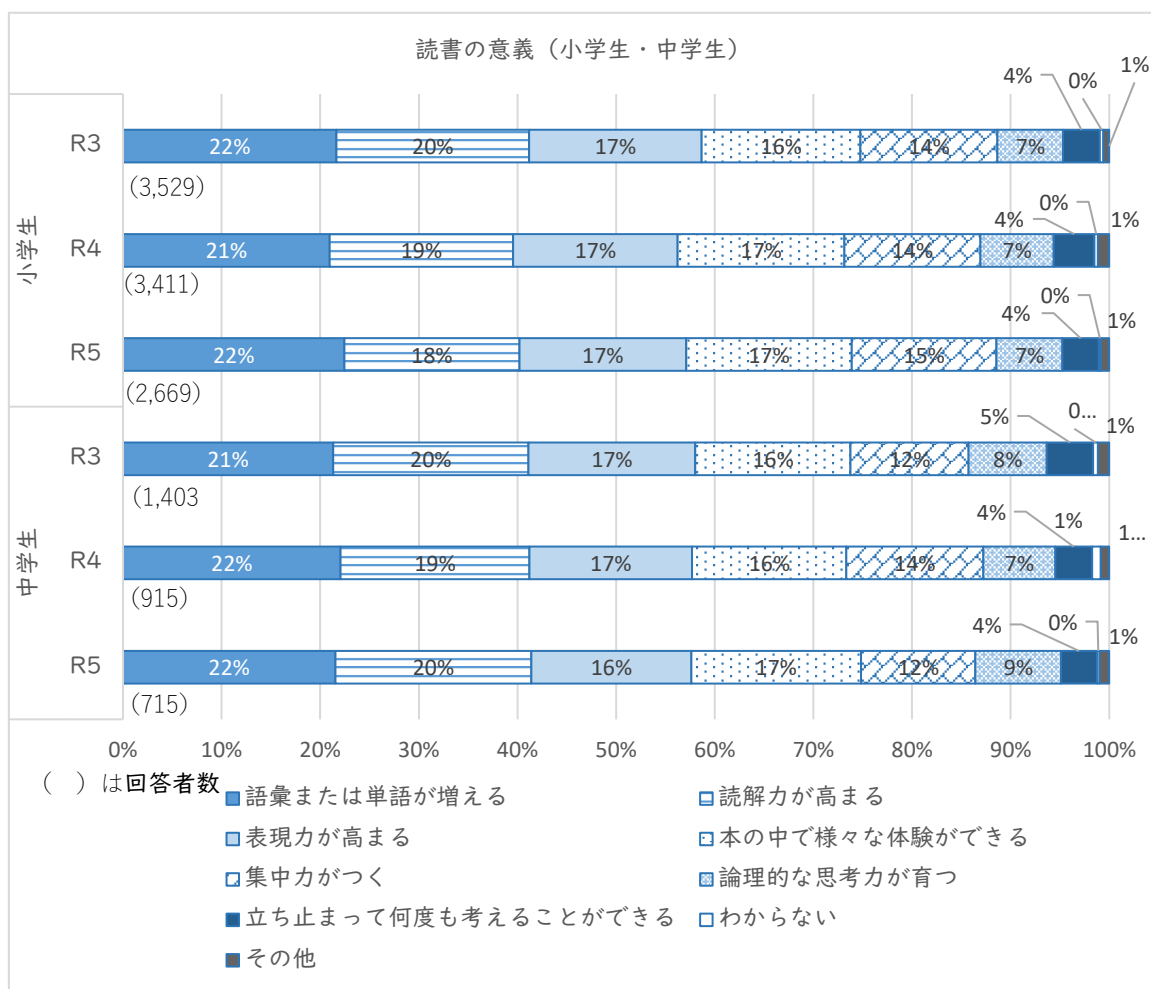




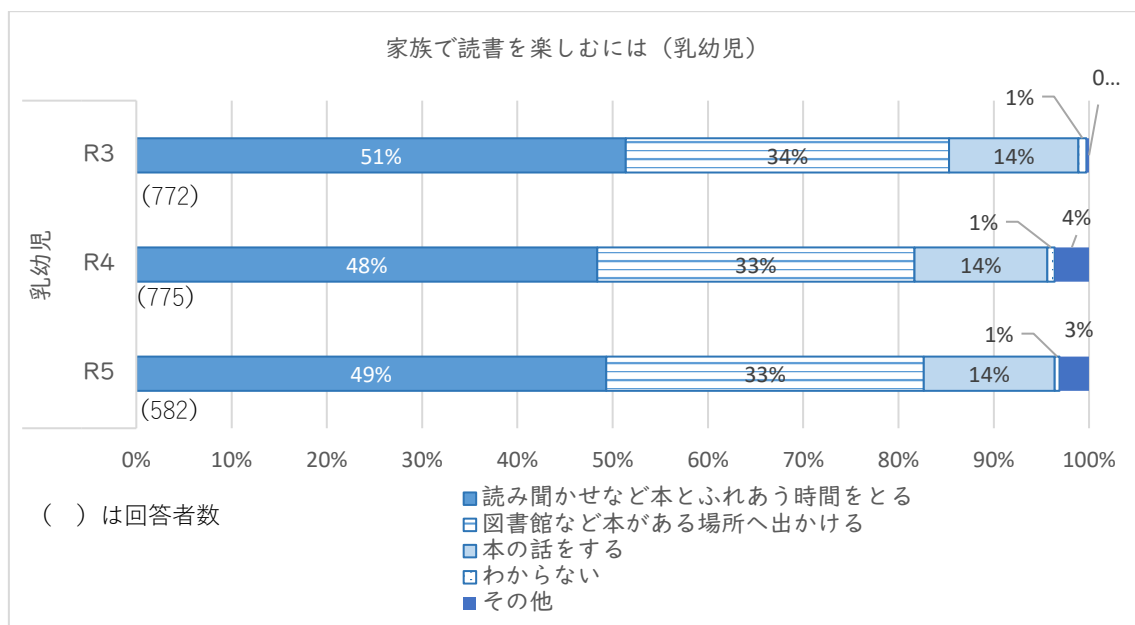
エ 読書について

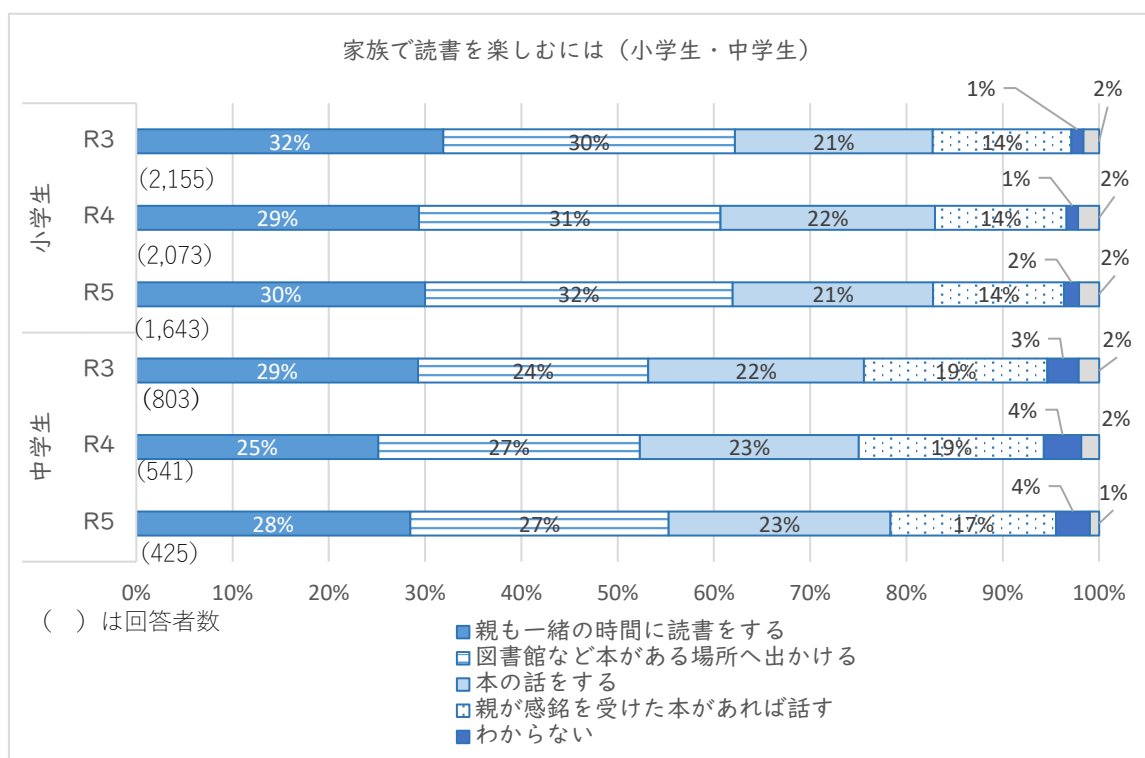
(ア)「読み聞かせや読書の良さはなんだと思いますか」（複数回答）





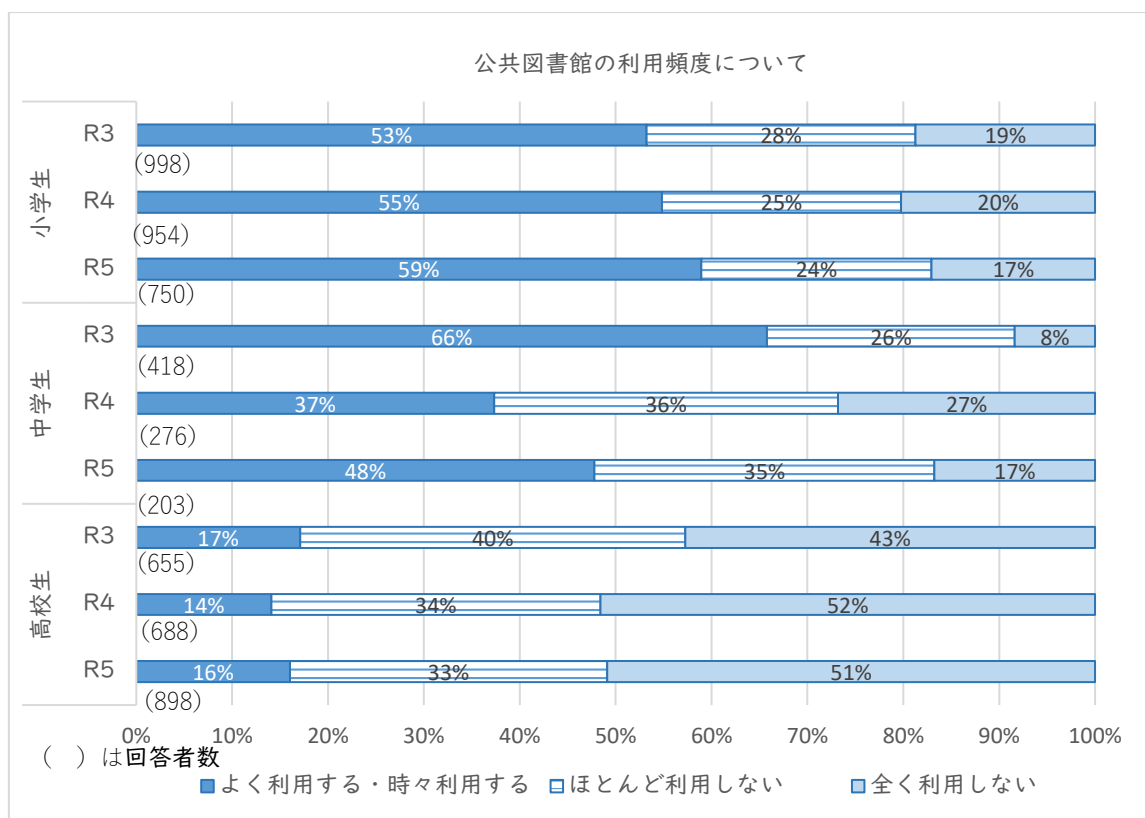
(イ)「家族で読書を楽しむには親がどんなことをするとよいと思いますか」(複数回答)



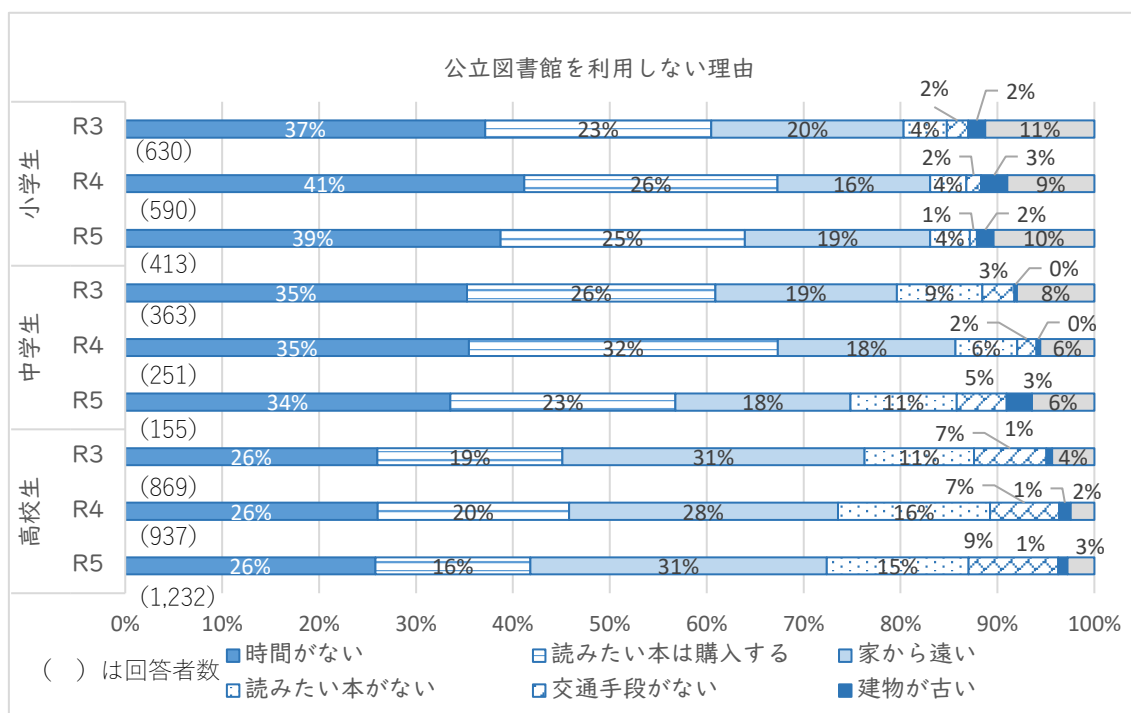


オ 図書館の利用、サービスについて

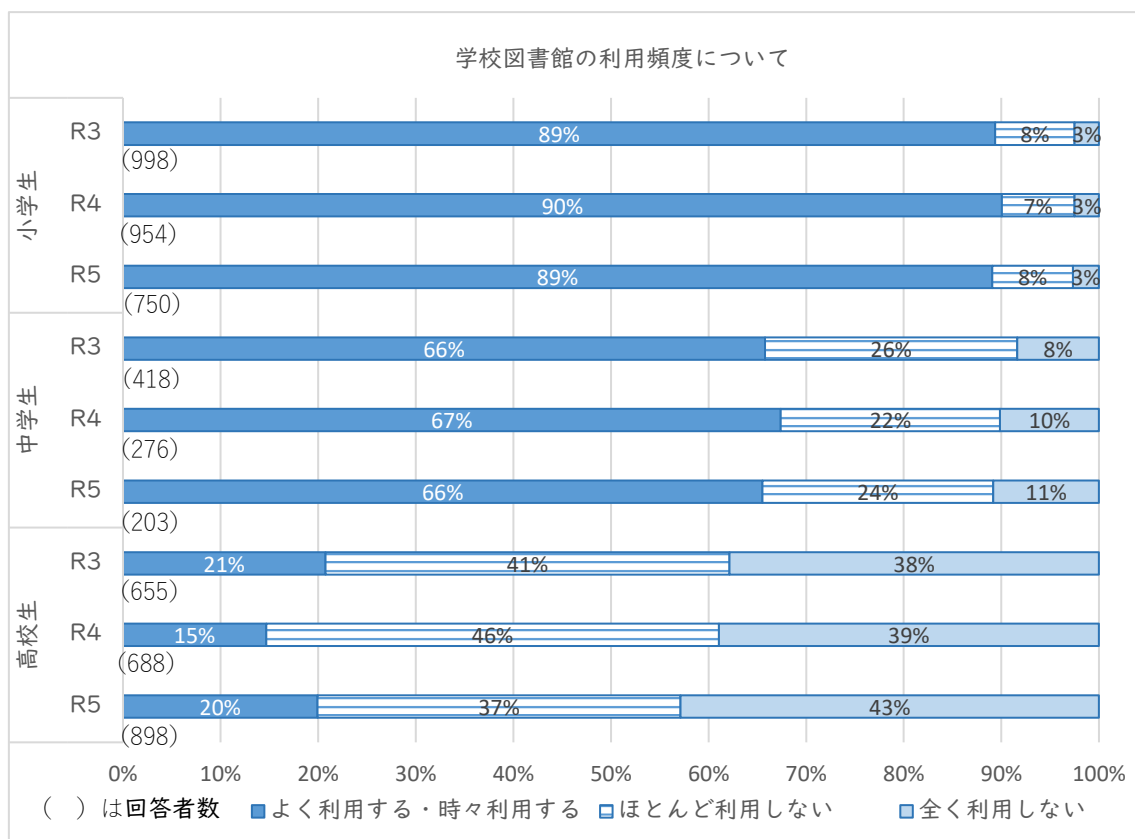
(ア)「公共図書館を利用していますか」



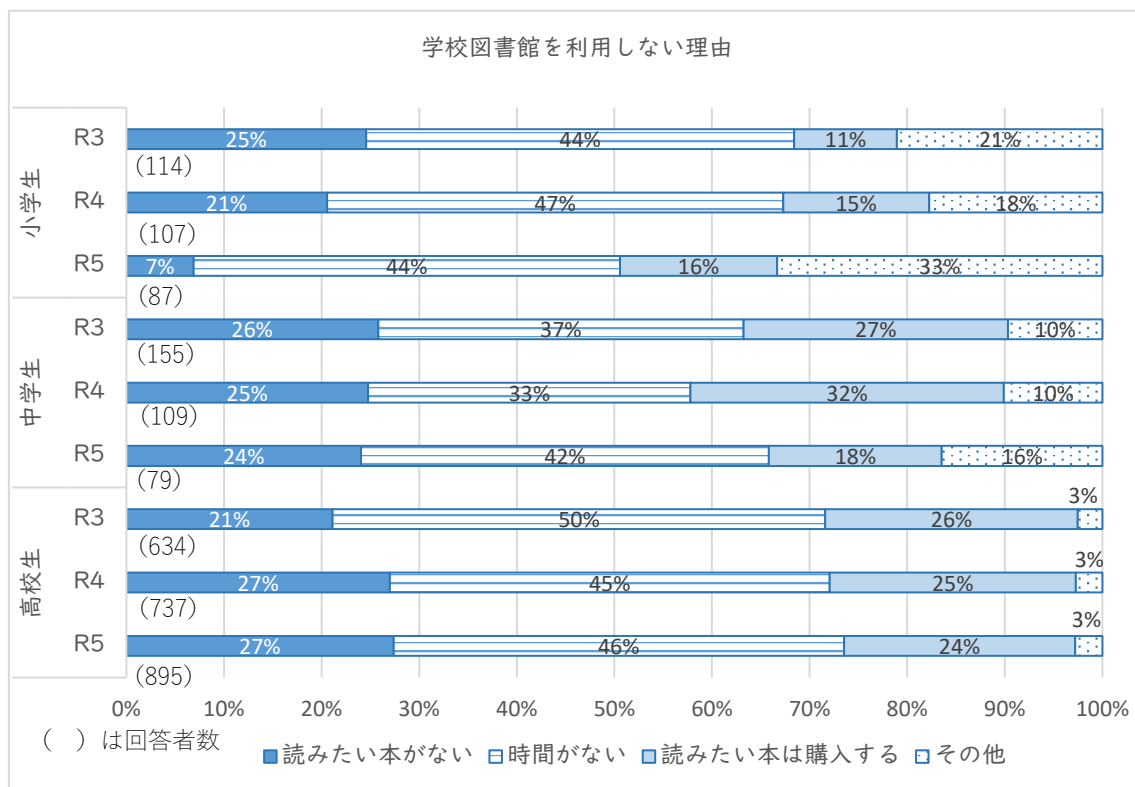
(イ)「公共図書館を利用しない理由をお聞かせください」(複数回答)



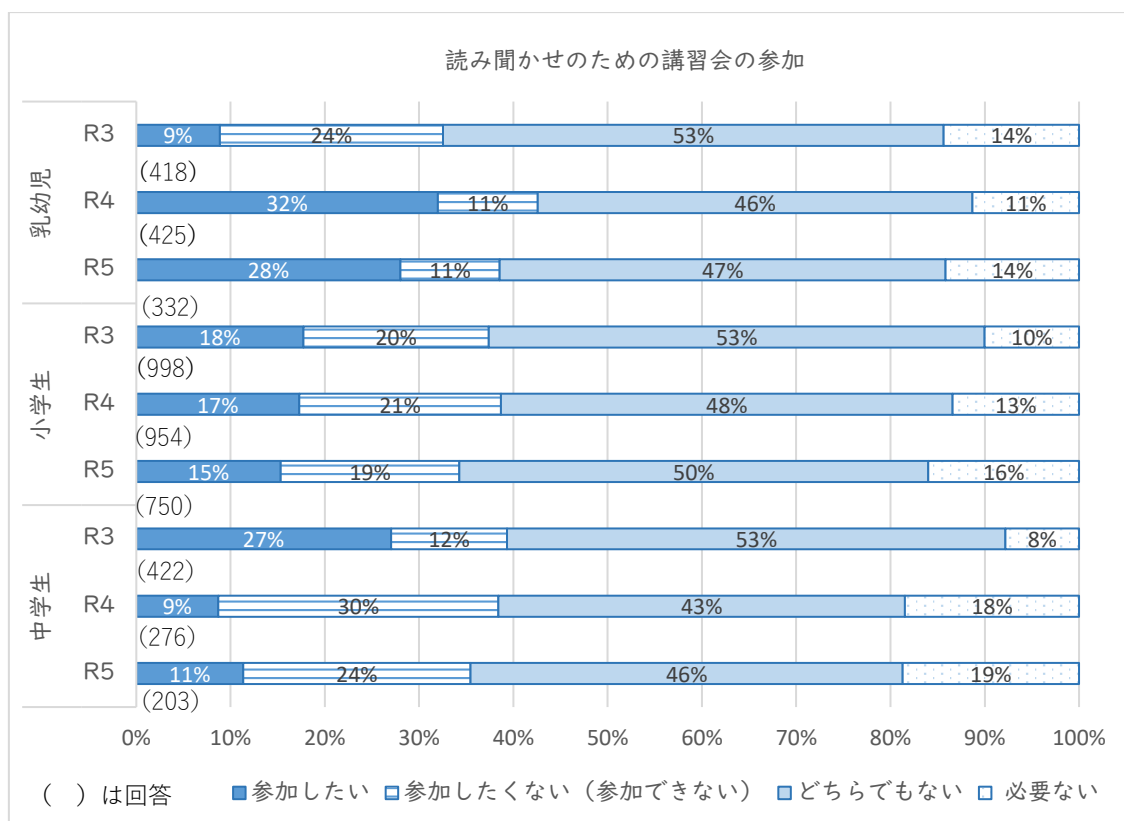
(ウ)「学校図書館を利用していますか」



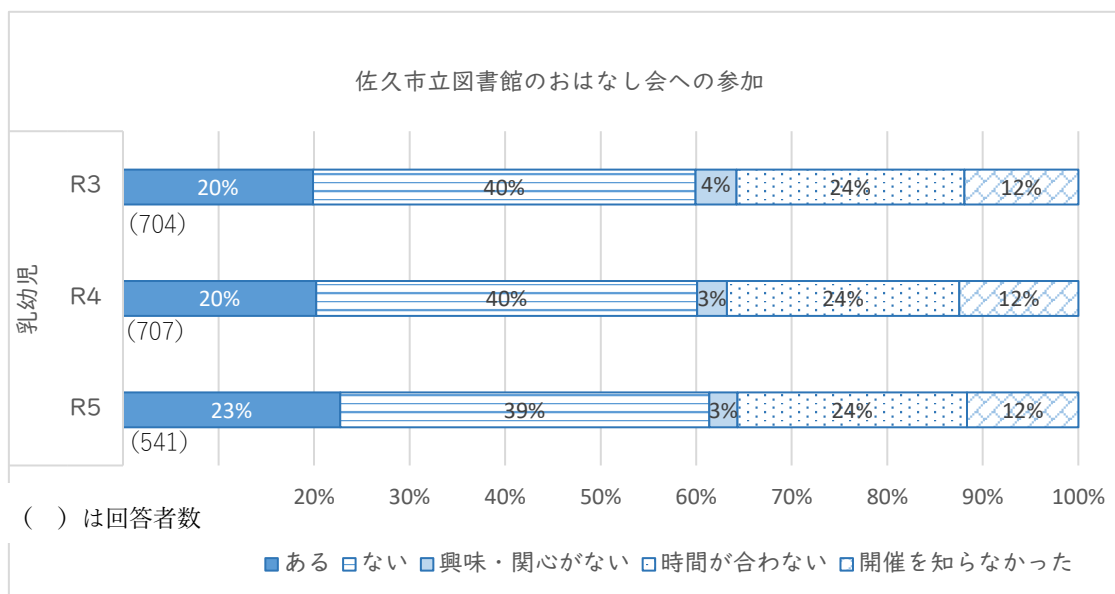
(エ)「学校図書館を利用しない理由をお聞かせください」(複数回答)



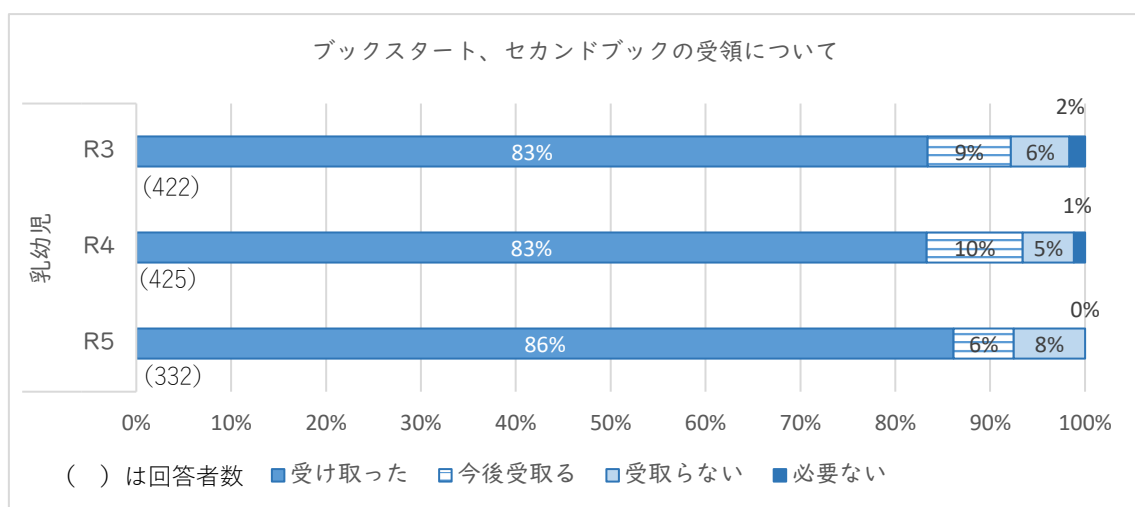
(オ)「読み聞かせのための講習会があれば参加してみたいと思いますか」



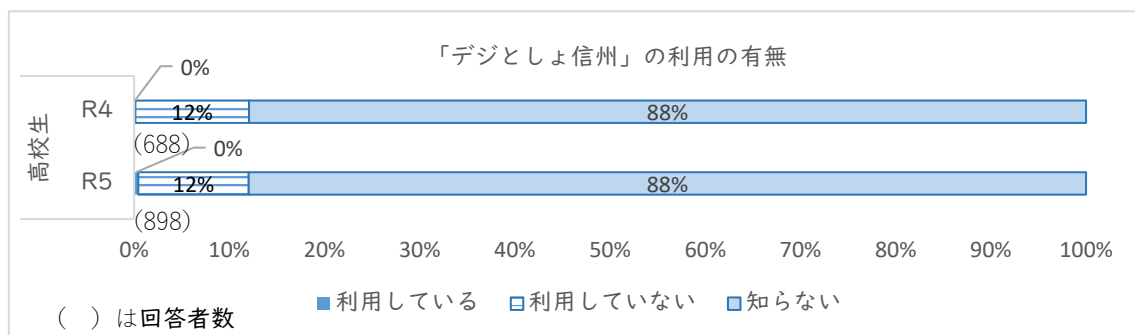
(カ)「佐久市立図書館では定期的におはなし会を開催していますが、参加したことがありますか」



(キ)「佐久市では、乳幼児を対象に絵本のプレゼント事業（ブックスタート、セカンドブック）を行っています。受け取りましたか」



(ク) 令和4年8月から「デジとしょ信州」の貸出が始まりました。利用していますか。



2 教育機関における取組について アンケート集計結果

(1) 概要

ア 目的

「第3次佐久市児童生徒読書活動推進計画」で定めた取組が、推進主体の教育機関において、どの程度達成されているのか調査し、今後必要な働きかけについて検討するため。

イ 対象

佐久幼稚園、小雀保育園、浅科幼稚園（R3のみ）、佐久市立保育園、佐久市立小学校、佐久市立中学校、市内県立高等学校

ウ アンケート実施期間

令和3年度調査 令和3年7月7日から令和3年7月20日まで

令和4年度調査 令和5年1月16日から令和5年1月25日まで

令和5年度調査 令和6年1月19日から令和6年2月2日まで

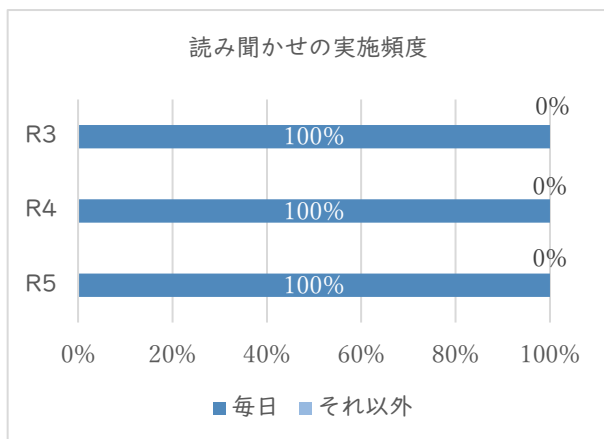
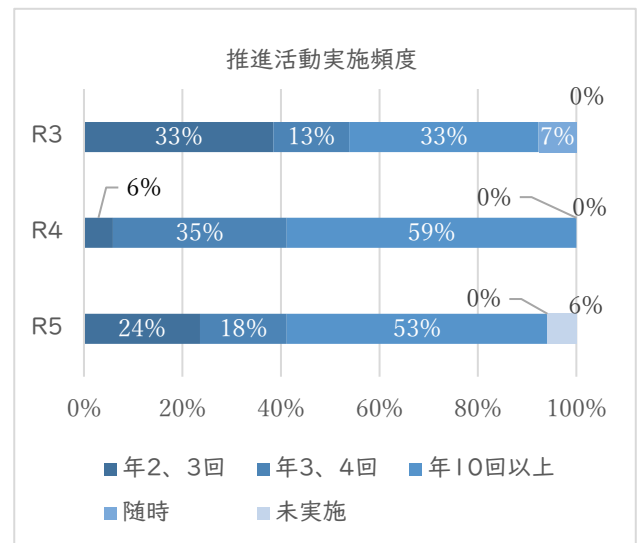
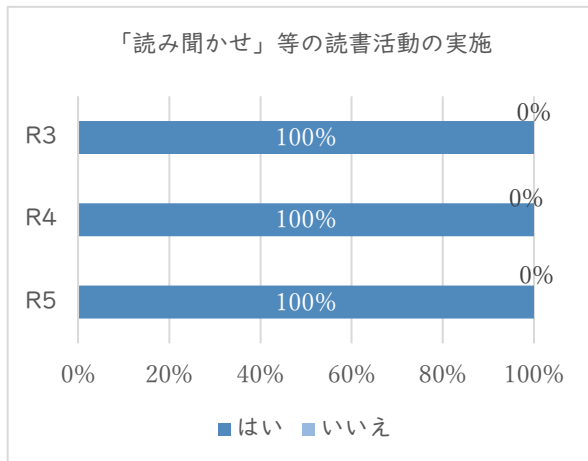
エ 回答数

		保育園等	小学校	中学校	高等学校
R 3	対象校数	18	17	7	6
	回答校数	15	17	7	6
	回答率	83%	100%	100%	100%
R 4	対象校数	17	14	7	5
	回答校数	17	14	7	5
	回答率	100%	100%	100%	100%
R 5	対象校数	17	14	7	5
	回答校数	17	14	7	5
	回答率	100%	100%	100%	100%

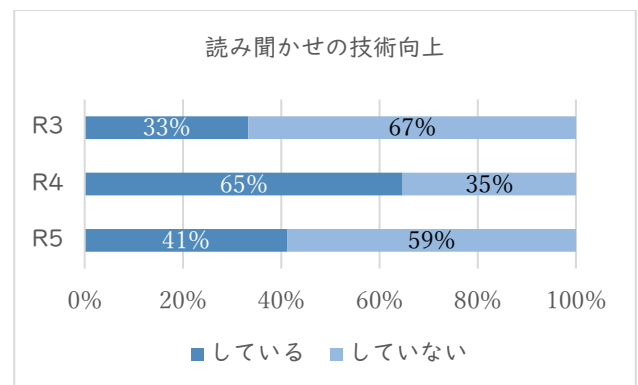
(2) アンケート集計結果

ア 幼稚園・保育園アンケート結果

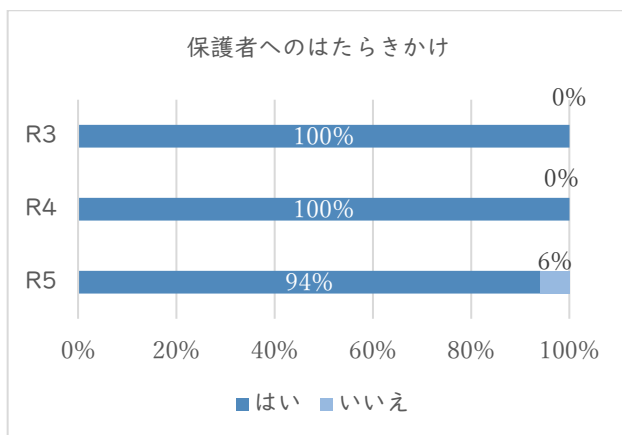
(ア) 日課の中に「読み聞かせ」などの読書活動を入れている



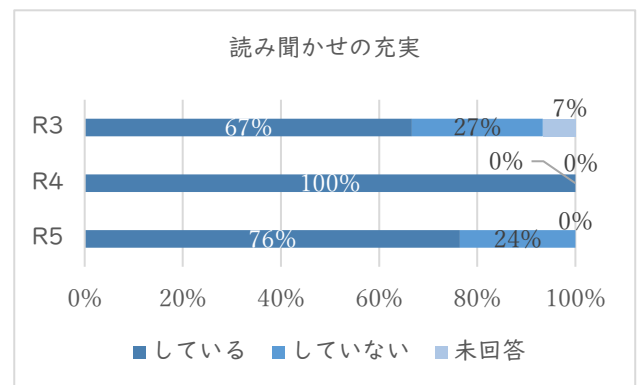
(ウ) 講習会などに参加して「読み聞かせ」の技術向上を図っている



(イ) 保護者に対し、家庭での読書の環境づくりを勧めている

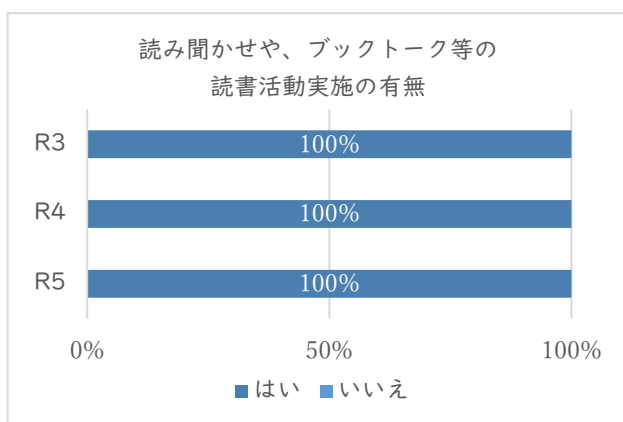


(エ) 保護者への絵本の貸し出しや、市立図書館の本などを利用し、読み聞かせの充実を図っている

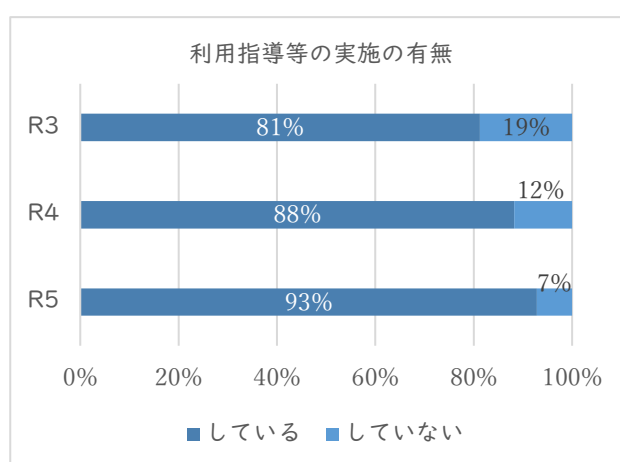


イ 小学校アンケート結果

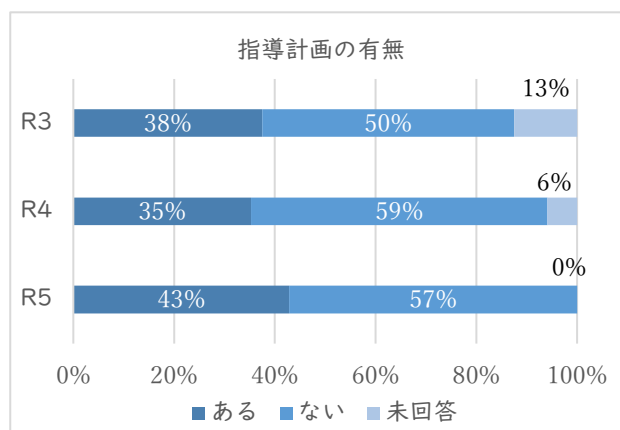
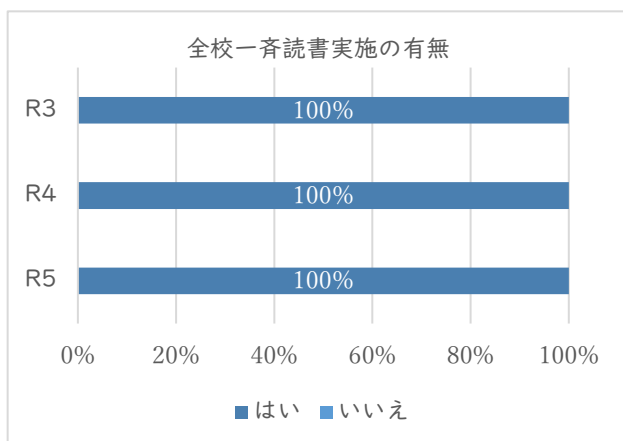
(ア)「読み聞かせ」や「ブックトーク」などの読書活動をしている



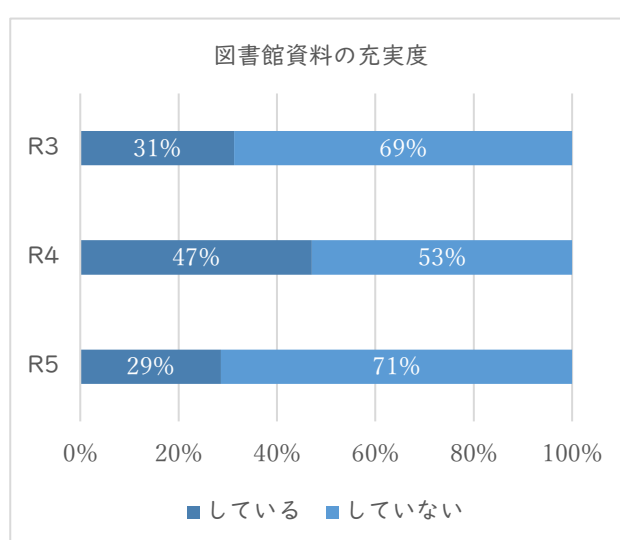
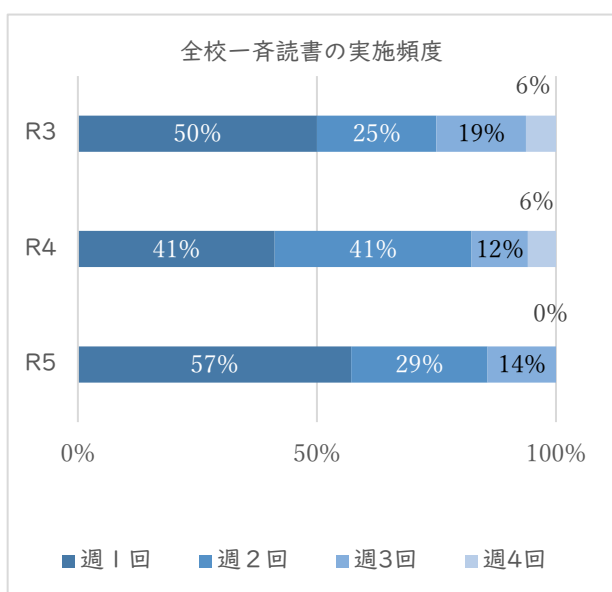
(ウ) 図書館資料の利用方法やメディアの特性などについて指導をしている



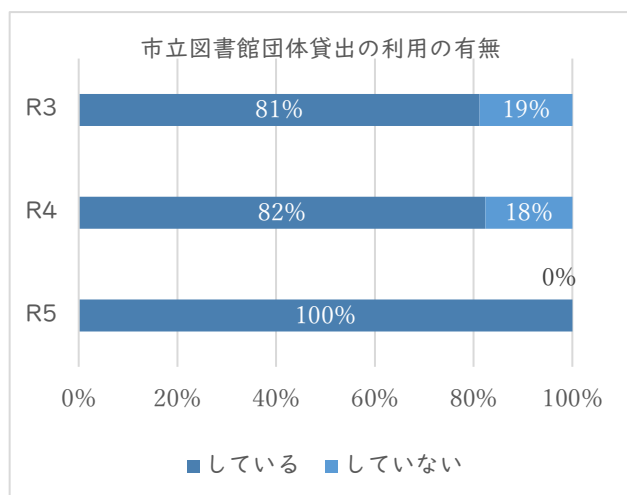
(イ) 全校一斉の読書を行っている



(エ) 図書館資料が(学習センター・情報センターとしても)充実している

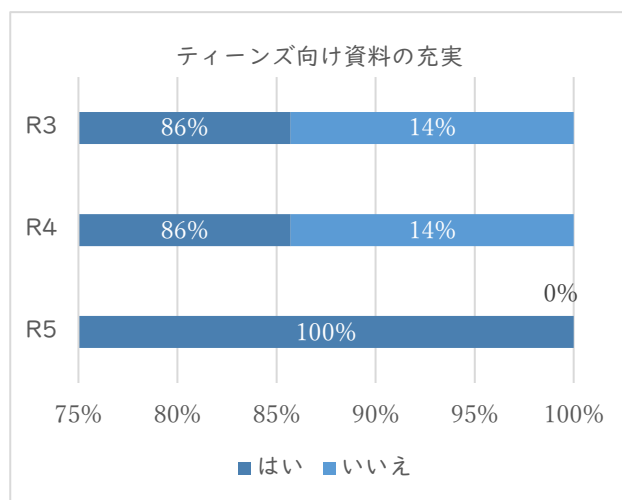


(オ) 市立図書館の団体貸出を利用している

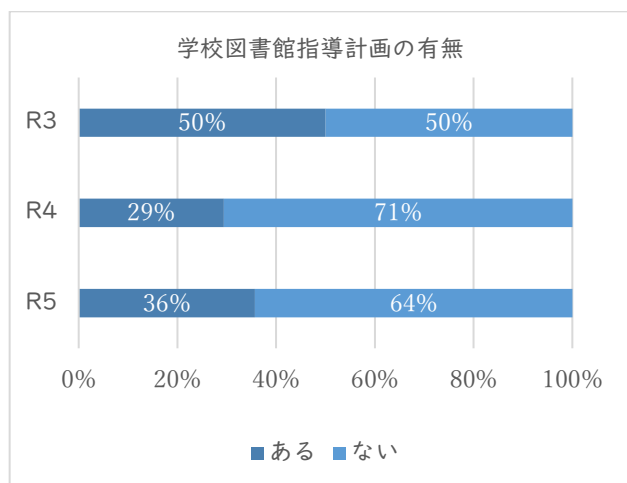


ウ 中学校アンケート結果

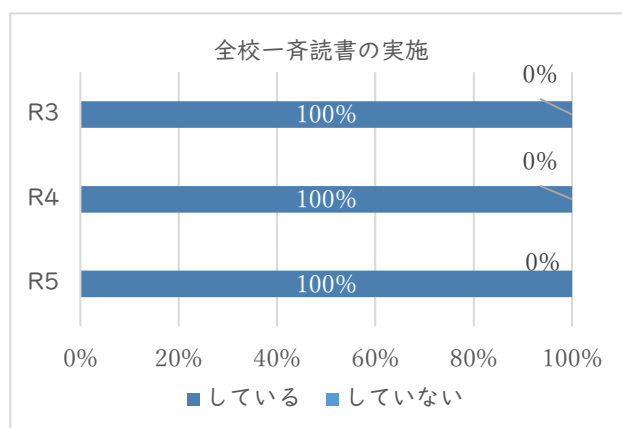
(ア) 一般書やライトノベルなどティーンズ向け資料の充実に努めている



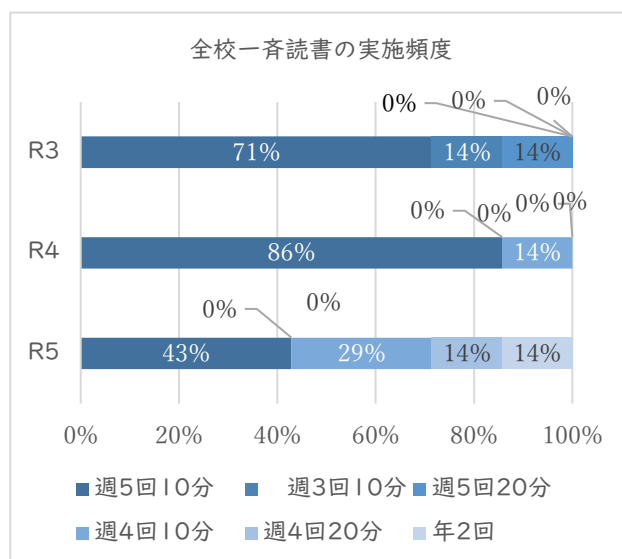
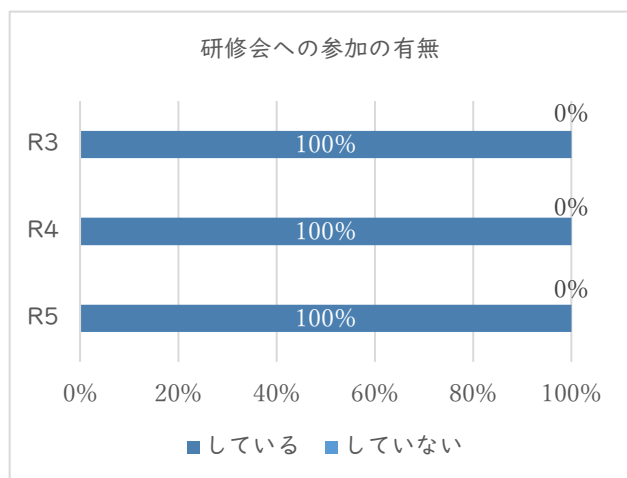
(カ) 「学校図書館指導計画」がある



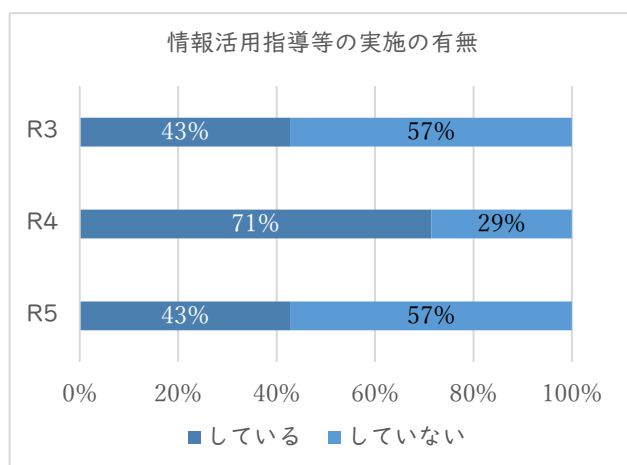
(イ) 全校一斉の読書を行っている



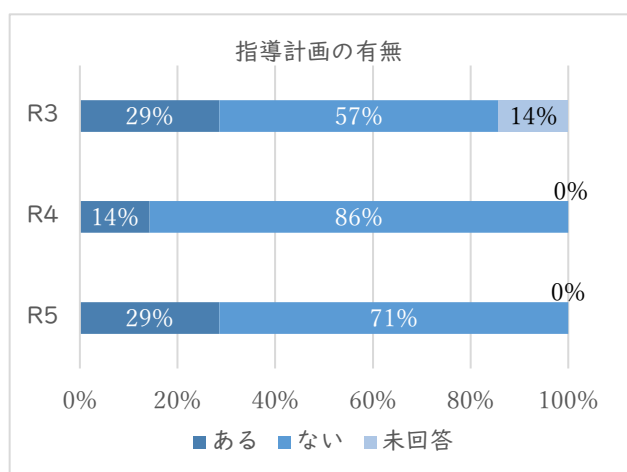
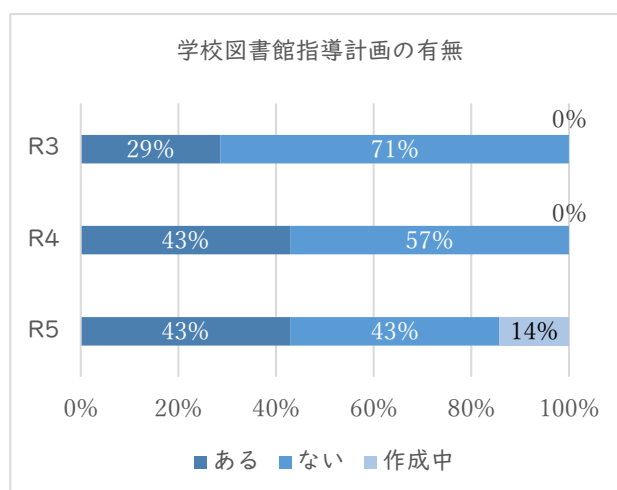
(キ) 学校司書としての資質能力向上のため、研修会などに参加している



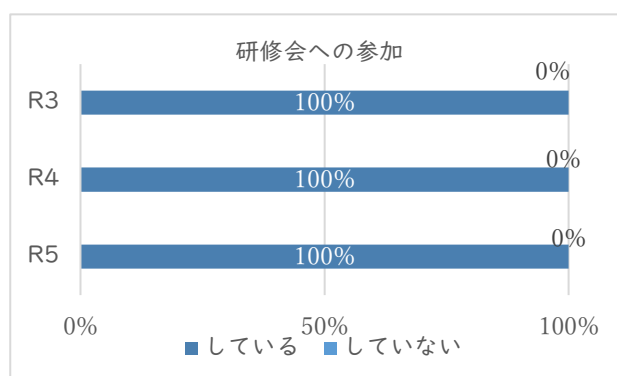
(ウ) 図書館資料やインターネット情報の活用、自分の課題解決のための調査方法について指導している



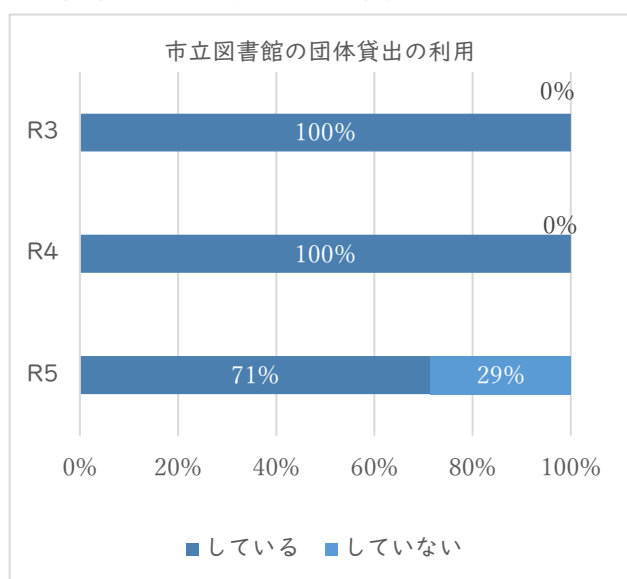
(オ) 「学校図書館指導計画」がある



(カ) 学校司書としての資質能力向上のため、研修会などに参加している

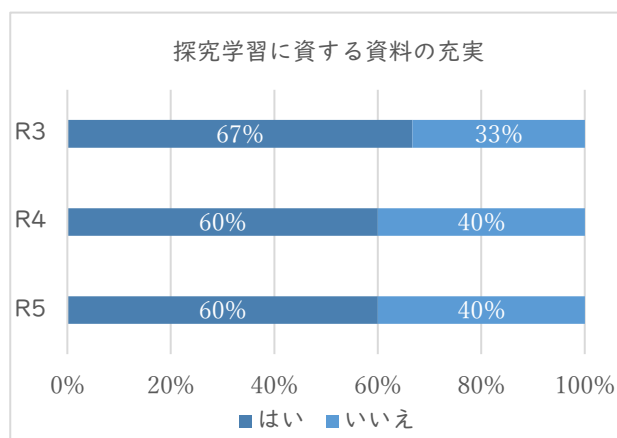


(エ) 市立図書館の団体貸出を利用している

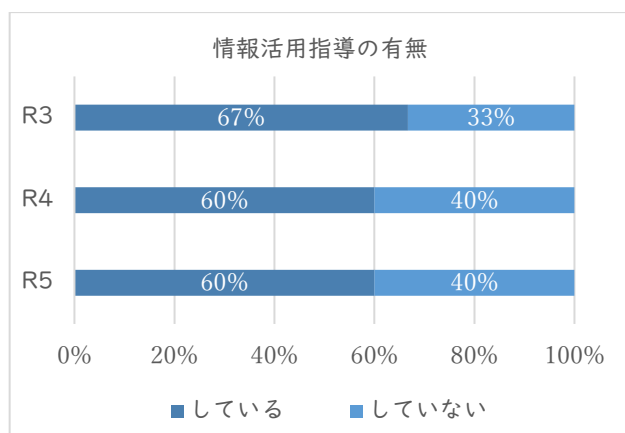


エ 高等学校アンケート結果

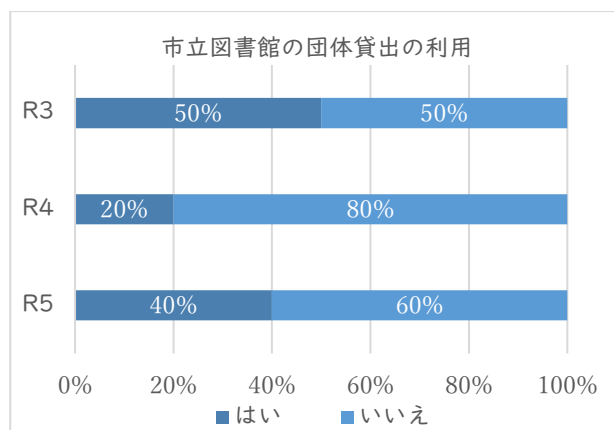
(ア) 探究学習などの利用に応えられるような資料が充実している



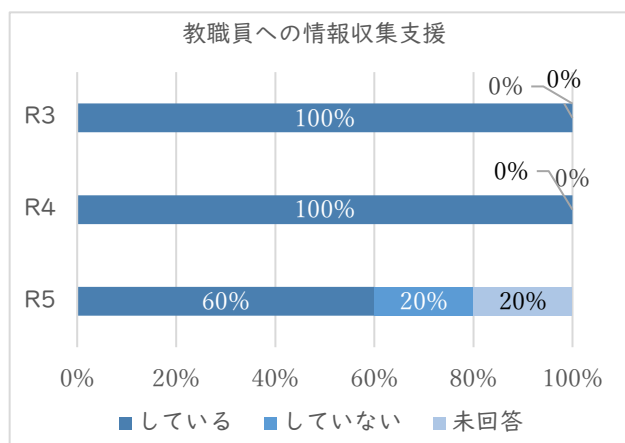
(イ) 幅広い分野の図書館資料や各種メディアの特性を生かした情報活用の指導をしている



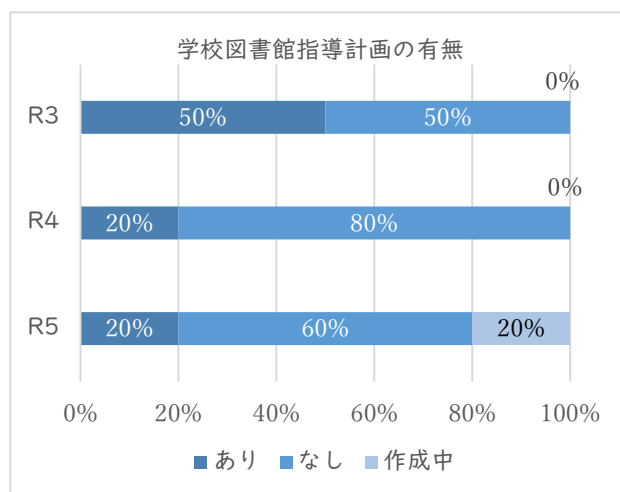
(オ) 市立図書館の団体貸出を利用している



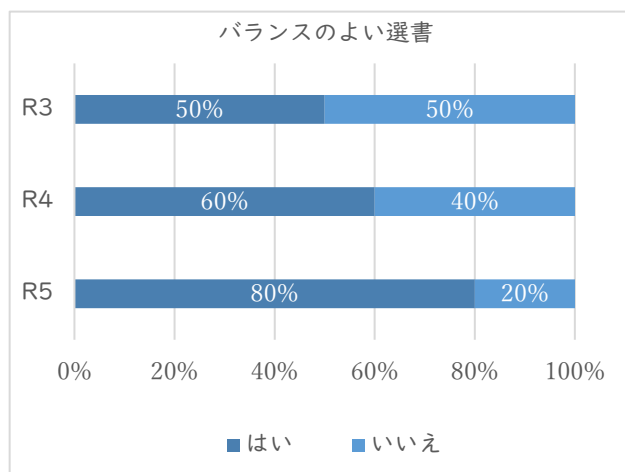
(ウ) 生徒の調べもののほか教職員の情報収集の支援をしている



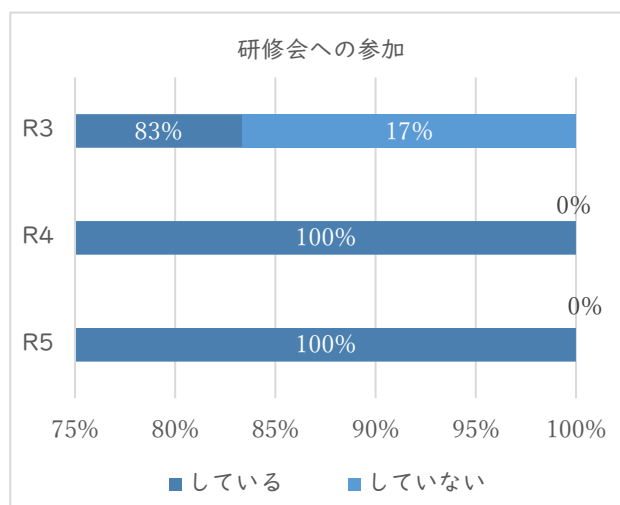
(カ) 学校図書館指導計画がある



(エ) 幅広い分野の資料をバランスよく選書している



(キ) 学校司書としての資質能力向上のため、研修会などに参加している



第3次計画における数値目標と結果

(1) おはなし会の参加人数

おはなし会は、市内4館で定期的に行っています。令和2（2020）年度から令和4（2022）年度は、新型コロナウイルス感染防止対策でおはなし会を中止するなどしたため、参加人数が減りました。令和5（2023）年度からの参加人数は回復しつつありますが、令和5年度末時点では目標数には達しませんでした。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標 (令和6年度)
160人	583人	871人	1,215人	2,160人

(2) 佐久市内在住の中学生以下の読書通帳交付件数

市内在住の中学生以下の子どもたちには、無料で読書通帳を交付しています。交付件数は年々増えていますが、令和5年度末時点では目標には到達しませんでした。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標 (令和6年度)
786件	758件	958件	965件	970件

(3) 市立図書館と学校司書連携研修の年間回数

学校教育課や学校司書と連絡を取りながら研修会を実施しています。
今年度（令和6年度）は目標回数を実施できました。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標 (令和6年度)
2回	0回	3回	3回	4回